

ブルガリア

商標法

2010年10月12日官報No. 80により改正

2011年3月10日施行

目次

第 I 章 総則

- 第 1 条 主題
- 第 2 条 適用範囲
- 第 3 条 代理
- 第 4 条 手数料
- 第 5 条 標章国家登録簿
- 第 5A 条 周知標章又は高評標章に関する国家登録簿(廃止)
- 第 6 条 地理的名称に関する国家登録簿
- 第 7 条 国家登録簿の閲覧
- 第 8 条 ファイル

第 II 章 標章

第 I 節 登録

- 第 9 条 定義
- 第 10 条 標章権の取得
- 第 11 条 登録についての絶対的拒絶理由
- 第 12 条 登録についての相対的拒絶理由

第 II 節 標章における排他権の内容

- 第 13 条 標章権の内容
- 第 14 条 標章権の制限
- 第 15 条 標章権の消尽
- 第 16 条 標章権の共有
- 第 17 条 登録の表示
- 第 18 条 参考資料における標章の掲載
- 第 19 条 標章の使用義務
- 第 20 条 登録の有効期間

第 III 節 標章権の処分

- 第 21 条 標章権の移転
- 第 22 条 ライセンス契約
- 第 22a 条 担保の対象としての標章権
- 第 22b 条 特別質権の対象としての標章権

- 第 22c 条 標章権の破産財団への編入
- 第 IV 節 登録の失効, 登録の取消及び無効
- 第 23 条 登録の失効
- 第 23a 条 地理的表示を含む標章の登録の消滅
- 第 24 条 権利の放棄
- 第 25 条 登録の取消
- 第 26 条 登録の無効
- 第 27 条 無為の結果としての制限
- 第 28 条 登録の取消又は無効の法的効果

- 第 V 節 団体標章及び証明標章
- 第 29 条 団体標章
- 第 30 条 証明標章
- 第 31 条 特別規定

- 第 VI 節 特許庁における手続
- 第 32 条 出願
- 第 33 条 出願日
- 第 34 条 優先権
- 第 35 条 色彩についての主張(廃止)
- 第 36 条 方式審査
- 第 36a 条 出願公告(廃止)
- 第 36b 条 標章登録に対する異議申立(廃止)
- 第 37 条 実体審査
- 第 37a 条 手続の終了(廃止)
- 第 38 条 出願の取下, 限定及び変更
- 第 38a 条 第三者による異論
- 第 38b 条 登録に対する異議申立
- 第 38c 条 異議申立の認容性及び方式上の有効性確認
- 第 38d 条 異議申立手続
- 第 38e 条 手続の停止
- 第 38f 条 登録
- 第 38g 条 決定の送達
- 第 39 条 登録更新
- 第 40 条 所有者の名称及び宛先の変更
- 第 41 条 標章の変更
- 第 42 条 紛争の審理
- 第 43 条 期間
- 第 44 条 審判請求及び請求の内容
- 第 44a 条 審判請求及び請求の容認可能性及び方式遵守についての審査
- 第 45 条 審判請求に関する決定

- 第 46 条 請求に関する手続
- 第 46a 条 手続の停止
- 第 47 条 期間の延長
- 第 48 条 期間の回復
- 第 49 条 特許庁公報による公告
- 第 50 条 司法事項

第 VII 節 周知標章及び高評標章

- 第 50a 条 標章を周知のもの又は高評のものとして決定すること
- 第 50b 条 周知標章又は高評標章の決定に関する手続(廃止)

第 III 章 地理的名称

第 I 節 登録

- 第 51 条 定義
- 第 52 条 登録拒絶の理由
- 第 53 条 法的保護
- 第 54 条 出願の権利
- 第 55 条 使用の権利
- 第 56 条 法的保護の終了
- 第 57 条 登録の無効
- 第 57a 条 職権による登録
- 第 58 条 使用者としての登録の取消
- 第 59 条 無効又は取消の法的効果

第 II 節 特許庁における手続

- 第 60 条 出願
- 第 61 条 方式審査
- 第 62 条 実体審査
- 第 63 条 登録された地理的名称の使用者としての登録
- 第 64 条 紛争部における手続
- 第 65 条 審判請求及び請求に関する宣告
- 第 66 条 期間の延長及び回復
- 第 67 条 公報による公告
- 第 68 条 司法事項

第 IV 章 国際登録

- 第 69 条 標章の国際登録
- 第 70 条 国内標章の国際登録
- 第 71 条 原産地名称の国際登録
- 第 72 条 ブルガリアの原産地名称の国際登録

- 第 IVA 章 共同体標章
- 第 72a 条 共同体標章の登録及び効力
- 第 72b 条 共同体標章出願
- 第 72c 条 共同体標章の国内出願への変更
- 第 72d 条 共同体標章に係る執行
- 第 72e 条 決定についての補足的適用

第 V 章 標章及び地理的名称に関する権利の保護

第 I 節 侵害

- 第 73 条 登録標章の権利侵害
- 第 74 条 登録された地理的名称の侵害

第 II 節 民事法上の保護

- 第 75 条 請求の権利
- 第 76 条 侵害に関する請求
- 第 76a 条 補償の決定
- 第 76b 条 補償の特例
- 第 76c 条 侵害の対象である商品の差押
- 第 76d 条 責任
- 第 76e 条 請求又は保全手続における証拠の提供
- 第 76f 条 侵害における，出所及び販売網に関する情報の請求
- 第 76g 条 保全措置
- 第 77 条 管轄権

第 III 節 国境規制措置

- 第 78 条 根拠及び適用範囲
- 第 79 条 国境規制の適用条件
- 第 79a 条 税関当局の発意による行為
- 第 80 条 追加規定
- 第 80a 条 理事会規則 1383/2003/EC の適用

第 IV 節 行政罰規定

- 第 81 条 行政上の侵害及び処罰
- 第 82 条 侵害の成立
- 第 83 条 職員の権限
- 第 84 条 協力義務
- 第 85 条 行政罰の賦課
- 第 86 条 行政罰の履行
- 第 87 条 地理的表示の侵害に対する行政罰責任

第 88 条 行政犯罪及び処罰に関する法律の執行

追加規定

§ 1

§ 1a

経過規定及び最終規定

§ 2

§ 3

§ 4

§ 5

§ 6

§ 7

§ 8

§ 9

§ 10

§ 11

§ 12

§ 13

§ 14

§ 15

§ 16

§ 17

経過規定及び最終規定

§ 43

§ 44

§ 45 (廃止)

§ 46

租税保険手続法典の経過規定及び最終規定

§ 88

行政訴訟法典の経過規定及び最終規定

§ 76

§ 142

標章及び地理的名称に関する法律の改正及び追加に係る法律の経過規定及び最終規定

§ 26

§ 28

欧州連合の農産品市場の共通組織化の実施に係る法律の経過規定及び最終規定
§ 12

民事訴訟法典の経過規定及び最終規定
§ 61

租税保険手続法典の改正及び追加に関する法律の経過規定及び最終規定
§ 68

標章及び地理的表示に関する法律の改正及び追加に係る法律の経過規定及び最終規定
§ 52
§ 53
§ 54
§ 55
§ 57

第 I 章 総則

第 1 条 主題

本法は、標章及び地理的名称を登録するための条件及び手続、登録から生じる諸権利並びにこれらの権利の保護を規定する。

第 2 条 適用範囲

(1) 本法の規定は、ブルガリアの個人及び法人、並びにブルガリア共和国が締約国である国際協定に参加している外国の個人及び法人に適用する。

(2) その他の外国の個人及び法人については、本法は、特許庁が判断する相互主義の条件に基づいて適用する。

第 3 条 代理

(1) 本法に従い、特許庁において行動する権利を有する者は、本人自身で又は国内工業所有権代理人により、行動することができる。

(2) (改正 SG 43/05) (1) にいう者であって、ブルガリア共和国に恒常的宛先又は本拠を有していないものは、国内工業所有権代理人により、特許庁において行動しなければならない。

第 4 条 手数料(追加 SG 43/05 ; 改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行 ; 改正—SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)

特許庁は、次の項目について、閣僚会議が承認した料率で定められた範囲での手数料を徴収する。出願、優先権、審査、異議申立、登録、証明書 of 交付、登録の更新、記入、誤りの更正、登録拒絶決定及び登録手続の終了決定に対する審判請求、並びに異議申立の決定に対する審判請求、登録の無効及び取消、期間延長、出願公告、登録及び記入、国際登録出願、共同体標章出願の転送、出願された標章又は地理的名称についての情報、並びに国家登録簿に係る情報及び抄本

第 5 条 標章国家登録簿(改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)

標章国家登録簿は、特許庁がこれを備えるものとし、次の事項を記載する。

1. 標章登録出願の番号及び出願日
2. 標章の表示
3. 標章の種類
4. 請求されている優先権に関する情報—優先権出願の番号、日付及び国、並びに請求されている場合は博覧会優先権についての情報
5. 出願又は登録商標の対象である商品及び／又はサービスの一覧、並びに国際分類による類番号
6. 出願公告に係る特許庁公報の番号及び公告日
7. 登録番号及び登録日
8. 登録公告に係る特許庁公報の番号及び公告日
9. 登録の有効期間
10. 保護されていない構成要素

11. 保護されている色彩
12. 商標の出願人及び所有者それぞれの名称及び宛先
13. 委任されている者がある場合は、工業所有権代理人の名称及び宛先
14. 登録の更新
15. 標章の法的地位
16. 申し立てられた異議に係る情報－申立日、申立人及び異議申立の効力を有する決定
17. 標章登録の取消又は無効に関する係属中の手続に係る情報－申請日、申請人、効力を有する決定
18. その他の情報－商標所有者の名称／宛先の変更、標章権の移転、契約ライセンス、担保、登録質権、破産

第 5A 条 周知標章又は高評標章に関する国家登録簿(新設－SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行；廃止－SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)

第 6 条 地理的名称に関する国家登録簿(改正－SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)
特許庁は、地理的表示に関する国家登録簿を備えるものとし、次の事項を記載する。

1. 地理的表示及びその種類の指定－原産地名称又は地理的指定
2. 出願番号及び出願日
3. 登録番号及び登録日
4. 国際分類による商品の類番号及び一覧
5. 使用者の名称及び宛先
6. 委任されている者がある場合は、工業所有権代理人の名称及び宛先
7. 地理的地域の境界、当該商品の確定された品質又は特性及びそれらの地理的環境又は原産地との関係についての説明
8. 登録の公告に係る特許庁公報の番号及び公告日
9. 登録の法的地位
10. 登録使用者の名称及び／又は宛先の変更

第 7 条 国家登録簿の閲覧(追加－SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行；改正－SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)

第 5 条及び第 6 条にいう国家登録簿は、公開するものとし、特許庁のインターネットサイトにおいて公表する。当該登録簿は、紙媒体において、また電子データベースとして保管し、情報システムにより運用する。何人も、当該登録簿の内容に係る情報又は抄本を請求することができる。

第 8 条 ファイル

- (1) (追加－SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)特許庁は、すべての標章及び地理的表示について紙又は電子媒体によるファイルを備えるものとし、当該ファイルは、すべての登録書類及びその後の記入を含むものとする。
- (2) (追加－SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)特許庁は、長官の指示に定める方法で、出願された標章又は地理的名称に関する情報を第三者に提供する。

(3) (2)にいう情報には、当該標章又は名称が登録されたときの公告データのみを含める。

第 II 章 標章

第 I 節 登録

第 9 条 定義

(1) 標章とは、標識であって、ある者の商品又はサービスを他の者の商品又はサービスから区別することができ、かつ、視覚的に表示することができるものをいう。これらの標識は、語(人の名称を含む)、文字、数字、線図、形、商品若しくはその包装の形状、色彩の組合せ、音響又はそれらの標識の組合せとすることができる。

(2) 標章とは、商標、サービスマーク及び証明標章をいう。

第 10 条 標章権の取得

(1) 標章権は、登録することにより、出願日から取得される。

(2) 登録を受ける権利は、最初の出願人に属する。

(3) 標章権は、排他的な権利とする。

第 11 条 登録についての絶対的拒絶理由(表題改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 次のものは、登録することができない。

1. 第 9 条(1)の意味での標章ではない標識
2. (改正 SG 43/05)識別性を欠く標章
3. (追加 SG 43/05)出願に係る商品又はサービスに関して、ブルガリア共和国における話し言葉又は確立された商慣行において通常のものとなった標識又は表示のみによって構成される標章
4. (改正 SG 43/05)標章であって、商品又はサービスの種類、品質、数量、名称、原産地、商品生産の時期若しくは方法、サービスの提供方法、又はその他の特徴を示す標識又は標章のみによって構成されるもの
5. 標識であって、次のもののみによって構成されるもの
 - a) 商品自体の性質に起因する形状
 - b) 技術的効果を得るのに必要な商品の形状
 - c) 商品に有効な価値を与える形状
6. 公序良俗に反する標章
7. 商品又はサービスの性質、品質又は原産地について使用者に誤認を生じさせる虞がある標章
8. (改正 SG 43/05 ; 追加—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)標章であって、パリ条約の締約国の紋章、旗章その他の表象及びそれらの模倣、並びにパリ条約第 6 条の 3 にいう国際政府機関の紋章、旗章その他の表象、略称又は名称によって構成されるか又はそれらを含むもの
9. (新設—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日)標章であって、パリ条約第 6 条の 3 にいう以外の標識、紋章又は盾形紋章を含み、かつ、重要な公益を表示するもの
10. (廃止 SG 43/05 ; 旧第 9 号本文 SG 19/10)公的な管理及び保証のための標識及び証印から構成されるか又はそれらを含む標章であって、それらが同一又は類似の商品を表示するため

に指定されているもの

11. (改正 SG 28/05, 改正 SG 94/05) 標章であって、文化省によって定められている、ブルガリア共和国の歴史的又は文化的記念物の名称又は表象によって構成されるか又はそれらを含むもの

12. (廃止 SG 43/05 ; 新設 SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行) 標章であって、ブルガリア共和国の領域において有効な、出願若しくは登録された地理的表示又はそれらの派生物のみによって構成されるもの

13. (新設 SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行) 標章であって、ブルガリア共和国の領域において有効な、出願若しくは登録された地理的表示又はそれらの派生物を含むもの。ただし、出願人が当該地理的表示の登録使用者でない場合に限る。

(2) 標章が、その使用の結果、出願の対象である商品又はサービスに関して識別性を取得しているときは、(1)2., 3. 及び 4. の規定は適用しない。

(3) (改正 SG 43/05 ; 改正 SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行) 関係所轄機関の同意がある場合は、(1)8., 9., 10. 及び 11. の規定は適用しない。

第 12 条 登録についての相対的拒絶理由 (表題改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) (改正 SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行) 第 38b 条に基づく異議申立があった場合において、次のようなときは標章を登録しない。

1. (追加—SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日) 出願標章が先の標章と同一であり、かつ、当該出願標章に係る商品又はサービスが当該先の標章に係る商品又はサービスと同一であるとき

2. (追加 SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行) 当該標章が先の標章と同一であるか又は類似しており、かつ、両標章に係る商品又はサービスが同一であるか又は類似しているために、先の標章との関連可能性を含め、使用者に混同を生じさせる虞があるとき。

3. (廃止—SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)

(2) (改正—SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行) (1) の意味での先の標章とは、次のものをいう。

1. 先の出願日又は先の優先権を有する標章であって、本法に基づいて登録されているもの

2. 先の出願日又は先の優先権を有する出願標章であって、本法に基づいて登録されるもの

3. マドリッド協定又は議定書に基づいて登録されている標章であって、先の登録日又は先の優先権を有し、かつ、ブルガリア共和国の領域において認められた効力を有するもの

4. マドリッド協定又は議定書に基づいて登録されている標章であって、先の登録日又は先の優先権を有し、かつ、その効力がブルガリア共和国の領域において認められるもの

5. 先の出願日若しくは先の優先権又はブルガリア共和国の領域に関して先の先順位を有する共同体標章であって、共同体商標に関する 2009 年 2 月 26 日の理事会規則 (EC)No. 207/2009 (OJ, 2009 年 3 月 24 日の L 78/1) (以下「規則 (EC)No. 207/2009」という) の手続に基づいて認められたもの

6. 先の出願日若しくは先の優先権又はブルガリア共和国の領域に関して先の先順位を有する共同体標章出願であって、規則 (EC)No. 207/2009 に基づいて認められており、かつ、当該規則に基づいて登録されるもの

7. 標章の出願日又は優先日までに、ブルガリア共和国の領域において周知のものである標章

(3) (改正 SG 43/05) 先の標章と同一であるか又は類似している出願標章であって、先の標章の登録の対象である商品又はサービスと同一でなく類似してもいない商品又はサービスにつ

いて指定されているものは、先の標章がブルガリア共和国の領域において周知のものであって、当該出願標章の使用が先の標章の識別性又は名声から不当な利益を得ることになるか又はそれらを害することになるときは、登録してはならない。

(4) 先の標章の所有者による同意がある場合は、(1)2. 及び(3)の規定は適用しない。

(5) (新設—SG 19/10, 2011年3月10日施行)標章の現実の所有者が行う異議申立の場合において、現実の所有者の同意なしに当該所有者の代理人により行われた場合は、如何なる標章も登録してはならない。

(6) (新設—SG 19/10, 2011年3月10日施行)ブルガリア共和国の領域において商業活動で使用される無登録標章の現実の所有者が異議申立を行った場合は、出願日が当該無登録標章の実際の商業使用の日より後である如何なる標章も登録してはならない。

第 II 節 標章における排他権の内容(表題改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

第 13 条 標章権の内容

(1) 標章権は、その所有者が当該標章を使用し、処分し、また第三者が所有者の同意を得ないで次のような標識を商業活動において使用することを禁止する権利を含む。

1. 当該標章と同一であって、当該標章の登録の対象である商品又はサービスと同一の商品又はサービスに係るもの
2. (追加 SG 43/05) その標識が当該標章と同一であるか類似しており、かつ、当該標章及びその標識に係る商品又はサービスが同一であるか又は類似しているために、その標識の当該標章との関連可能性を含め、使用者に混同を生じさせる虞があるもの
3. (改正 SG 43/05) 当該標章と同一又は類似の標識であって、当該標章の登録の対象である商品又はサービスと同一でなく類似してもいない商品又はサービスを対象とするもの。ただし、先の標章がブルガリア共和国の領域において周知のものであり、その標識の使用が、当該標章の識別性又は名声から理由なく利益を得るか、又はそれらを害することになる場合に限る。

(2) (改正 SG 43/05 ; 改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) (1) の意味での商業活動における使用とは、次の行為をいう。

1. 商品又はその包装に当該標識を付すること
2. 当該標識を付した商品について、販売の申出をし、市場に出し又はその目的で貯蔵すること、並びに当該標識の下でサービスを提供の申出をし又は提供すること
3. 当該標識を付した商品を輸入又は輸出すること
4. 営業文書及び広告において当該標識を使用すること

(3) (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 排他権は、善意の第三者に対しては、登録の公告日から効力を有する。

第 14 条 標章権の制限

標章権所有者は、第三者が次のものを商業活動において使用することを禁止することはできない。ただし、当該使用が誠実な商慣行に反していないことを条件とする。

1. 自己の名称又は宛先
2. 商品又はサービスの種類、品質、数量、名称、価額、原産地、商品の製造時期若しくはサービスの提供時期、又はその他の特徴に関する説明
3. 商品又はサービスの名称を明示する必要がある場合(特にこれらが付属品又は予備部品であるとき)における当該標章

第 15 条 標章権の消尽

(1) (改正—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行) 標章権所有者は、同人により又は同人の同意を得て当該標章の下に欧州連合又は欧州経済地域の加盟国の市場に出された商品について、当該標章の使用を禁止することはできない。

(2) 特に、市場に商品が出された後、商品の状態が変化し又は悪化している場合において、所有者がその後の販売に反対する正当な理由があるときは、(1) の規定は適用しない。

第 16 条 標章権の共有

- (1) 標章権は、2以上の者が共有できる。
- (2) 当事者間の書面による別段の合意がある場合を除き、各共有者は、他の共有者の同意を得ることなしに、かつ、他の共有者にそのことについて報告することなしに、当該標章を使用することができる。

第 17 条 登録の表示

標章所有者は、標章の傍に円で囲んだローマ字 R を付することにより、標章が登録されている旨を表示することができる。

第 18 条 参考資料における標章の掲載

辞書、百科事典その他の参考資料における標章の掲載が、当該標章の登録の対象である商品又はサービスの一般名称を表わしているとの印象を与える場合は、所有者は、発行者に対し、遅くとも当該資料の次の版において、当該標章が登録標章であることを明示するよう義務付ける権利を有する。

第 19 条 標章の使用義務

- (1) 所有者が、登録日から5年以内に、ブルガリア共和国の領域において、当該標章の登録の対象である商品及びサービスに関連して、当該標章の使用を実際に開始しなかった場合又は当該使用が継続的に5年間停止されている場合において、不使用について正当な理由がないときは、当該登録を取り消すことができる。
- (2) 第 13 条(2)にいう使用とは別に、次の行為も(1)の意味での実際の使用とみなす。
 1. 当該標章の所有者によるその使用であって、当該標章が登録されている形状から著しく相違しない形状によるもの
 2. ブルガリア共和国において、商品又はその包装に当該標章を付すること。それが専ら輸出用に意図されているか否かを問わない。
- (3) 所有者の同意を得て行われる標章の使用は、所有者による使用とみなす。

第 20 条 登録の有効期間

- (1) 登録の有効期間は、出願日から10年とする。
- (2) 登録は、第 39 条の手続により、その後10年ずつ無制限に更新することができる。

第 III 節 標章権の処分

第 21 条 標章権の移転

(1) 標章権は、その登録の対象である商品又はサービスの全部又は一部について営利事業が移転されるのか否かを問わず、移転することができる。

(2) 共有の場合の標章権は、共有者間に別段の合意があるときを除き、共有者全員の同意書を得られた場合に移転することができる。

(3) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行) 移転は、当事者の 1 の申請により国家登録簿に記入されるものとし、その申請には移転書類が添付されなければならない。新たな所有者には証明書が交付される。

(4) (改正 SG 43/05) 標章の移転によって、商品又はサービスの性質、品質又は原産地について使用者に誤認を生じさせる虞があることが移転書類から明らかである場合は、当該移転を記入してはならない。ただし、商品又はサービスが、そのような虞のないものに限定されている場合は、この限りでない。

(5) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行) 移転は、第三者に対しては、その国家登録簿への記入日から効力を有する。

(6) 所有者に通知されるべきすべての書類は、国家登録簿に所有者として最後に記入されている者に送付する。

(7) (1), (2) 及び(4)の規定は、登録出願の移転についても適用する。

第 22 条 ライセンス契約

(1) 標章権所有者は、書面によるライセンス契約をもって、当該標章の使用を、当該標章の登録の対象である商品又はサービスの全部又は一部について、かつ、ブルガリア共和国の領域の一部又は全部について、許可することができる。

(2) 共有標章の使用は、共有者間に別段の合意があるときを除き、共有者全員の同意書がある場合に許可される。

(3) ライセンスは、排他的なもの又は非排他的なものとすることができる。別段の合意がない場合は、ライセンスは非排他的なもののみとする。

(4) 排他的ライセンスの許諾者は、同一主題のライセンスを他の者に許諾してはならない。当該許諾者は、その旨が明示的に合意されている場合は、当該標章を使用する権利を有する。

(5) (改正—SG 43/05 ; 改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行) ライセンス契約は、当事者の 1 からの申請があったときは、国家登録簿に記入する。当該申請には、ライセンス契約の抄本であって、ライセンサー及びライセンシーの識別データ、当該標章及びその登録番号に関するデータ、並びに契約期間が記載され、かつ、各当事者の署名及び印章が付されたものを添付しなければならない。特許庁は、記入に係る証明書を交付する。

(6) (追加—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行) ライセンス契約は、第三者に対しては、その国家登録簿への記入日から効力を有する。

第 22a 条 担保の対象としての標章権 (新設—SG 43/05 ; 改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)

(1) 標章権は、提起されている又は将来の請求に関して担保の対象とすることができる。利

害関係人の請求を受けた裁判所は、他方当事者に通知することなく、次の保全措置を認めることができる。

1. 所有者又はライセンシーによる標章権行使を禁止すること
2. 所有者又は排他的ライセンスのライセンシーによる標章権処分を禁止すること
 - (2) (1)に基づく保全措置は、裁判所の保全命令により、執行官が直ちに執行する。
 - (3) 執行官は、(1)にいう保全措置を、その執行に関する通知を標章所有者に送付することにより執行する。
 - (4) 裁判所により認められた保全は、請求当事者の1による申請に基づき、標章国家登録簿に記入される。申請には、標章所有者及び保全承認の受益者に関するデータ、標識に関するデータ及び保全措置に関するデータを記載しなければならない。申請には、保全を認めた書類を添付する。
 - (5) (1)から(4)までに基づく保全は、標章所有者又は排他的ライセンスのライセンシーに対しては執行通知の受領日から、また、第三者に対しては保全の標章国家登録簿への記入日から効力を有する。

第 22b 条 特別質権の対象としての標章権(新設—SG 43/05)

- (1) 標章権は、特別質権の対象とすることができる。
- (2) 特別質権の標章国家登録簿への記入に関しては、特別質権法第 26 条から第 31 条までの規定を適用する。質権設定者には証明書が交付される。
- (3) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)質権は、第三者に対しては、特許庁における標章国家登録簿への記入日から効力を有する。

第 22c 条 標章権の破産財団への編入(新設 SG 43/05)

- (1) 標章権は、その所有者についての破産手続の開始時に、破産財団に編入される。
- (2) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)標章が破産財団に編入された場合において事件当事者の 1 による申請があったときはその事実を標章国家登録簿に記入し、かつ、特許庁公報により公告する。

第 IV 節 登録の失効，登録の取消及び無効

第 23 条 登録の失効

(1) 登録の効力は，次の場合に消滅する。

1. 第 20 条にいう期間の経過
2. 所有者による放棄
3. 法人の消滅—所有者の法的承継人の不存在

(2) (改正—SG 43/05；改正—SG 19/10，2010 年 6 月 10 日施行) (1)3. にいう消滅は，何れかの者による請求に基づいて実行される。

(3) 標章権は，登録の失効に伴い消滅する。

第 23a 条 地理的表示を含む標章の登録の消滅(新設 SG 43/05)

地理的表示を含む標章の登録は，次のときに消滅する。

1. 地理的表示の法的保護が消滅したとき
2. 地理的表示の登録が無効にされたとき，又は
3. 地理的表示の使用者としての標章所有者の記入が取り消されたとき

第 24 条 権利の放棄

(1) 所有者は，宣言書を特許庁に提出することにより，当該標章の登録の対象である商品又はサービスの全部又は一部について，その標章権を放棄することができる。

(2) 放棄は，その国家登録簿への記入時から効力を有する。

(3) 記入されたライセンス契約がある場合は，権利の放棄は，所有者が標章権を放棄する自己の意思についてライセンシーに通知した証拠を提示した後に記入される。記入は，証拠提示から 2 月が経過した後に行う。

(4) 標章権共有者の 1 又は複数による放棄は，残余の共有者に関する登録の効力を消滅させるものではない。

第 25 条 登録の取消

(1) (改正 SG 43/05)次に該当する場合において，何れかの者による請求があったときは，標章の登録を取り消す。

1. 第 19 条による使用がなされていないこと
2. 標章所有者の行為又は無為の結果，当該標章が，その登録の対象である商品又はサービスについての通常が表示になっていること
3. 所有者又はその許可を得た他人による，当該標章の登録の対象である商品又はサービスについての当該標章の使用が，当該商品又はサービスの性質，品質又は原産地について使用者に誤認を生じさせるものになっていること

(2) (1)1. の規定は，所有者が 5 年の期間の満了から取消請求の提出までの期間内にその実際の使用を開始したか又は再開した場合は，適用しない。取消請求提出前 3 月以内における使用の開始又は再開は，所有者が当該請求の提出可能性を知った後に使用の開始又は再開のための準備が行われている場合は，考慮に入れない。

(3) 取消請求が商品又はサービスの一部に関するものである場合は，登録は，それらの商品

又はサービスのみについて取り消される。

第26条 登録の無効

(1) (改正 SG 43/05 ; 改正—SG 19/10, 2011年3月10日施行) 標章登録が第2条及び第11条に違反して行われている場合は、これを無効にするものとする。

(2) 標章が第11条(1)2., 3. 及び 4. に違反して登録されている場合において、当該標章が、使用の結果として、その登録の対象である商品又はサービスに関して識別性を取得している旨を所有者が証明したときは、当該登録を無効にしてはならない。

(3) (改正 SG 43/05 ; 改正及び追加—SG 19/10, 2011年3月10日施行) 標章登録は、次の場合も無効にする。

1. 当該標章が第12条に違反して登録されていること
 2. (廃止—SG 43/05)
 3. 当該標章が、所有者の同意を得ることなく、所有者の代理人ために登録されていること
 4. 出願人が出願の際に善意によらず行動しており、そのことが効力を有する裁判所の決定によって確認されていること
 5. 標章の使用を、他の法律に基づく保護を受ける第三者の先の権利、特に次のものに基づいて禁止することができること
 - a) 名称及び肖像に対する権利
 - b) 著作権
 - c) 品種の名称に対する品種改良者の権利
 - d) 工業所有権
 6. (新設—SG 43/05) 標章が他人の企業の名称から構成されるか又はそれを含んでおり、それが登録出願日前に、同一又は類似の商品又はサービスに関連して、ブルガリア共和国において登録され、かつ、使用されていたこと
- (4) (新設—SG 19/10, 2011年3月10日施行) (1)に基づく請求は、何人も行うことができる。
- (5) (新設—SG 19/10, 2011年3月10日施行) 次の者は、(3)に基づく請求を行うことができる。

1. 1. 関連—第38b条(1)にいう者であって、第38b条に基づいて異議申立を行う権利を行使していないもの、又はその異議申立が容認し得ないものとして拒絶されたもの
2. 3. 及び 4. 関連—標章の現実の所有者
3. 5. 関連—先の権利の所有者
4. 6. 関連—標章が自己の企業の名称から構成されているか又はそれを含んでいる旨を主張する販売人

(6) (旧(4)本文, 改正—SG 19/10, 2011年3月10日施行) 標章が第11条に違反して登録されている場合は、特許庁は、職権により当該の標章登録を無効にすることができる。

(7) (旧(5)本文—SG 19/10, 2011年3月10日施行) (3)1. の場合において、先の標章が第19条により使用されていないときは、登録を無効にしてはならない。

(8) (改正 SG 43/05 ; 旧(6)本文, 改正—SG 19/10, 2011年3月10日) (3)3. の場合において、法的利害関係人から請求があったときは、登録は、無効にしてはならず、その商標は当該利害関係人に移転する。

(9) (改正 SG 43/05 ; 旧(7)本文—SG 19/10, 2011年3月10日施行) (3)1. 及び 5. の場合にお

いて、先の権利を有する者の同意が無効に係る裁判手続において提示されたときは、登録を無効にしてはならない。

(10) (旧(8)本文-SG 19/10, 2011年3月10日施行)無効の根拠が商品又はサービスの一部に係るものである場合は、登録は、そのような商品又はサービスのみについて無効にする。

第27条 無為の結果としての制限

(1) 第12条(2)の意味での先の標章権の所有者が後の標章の使用を知らず、その使用を継続して5年間甘受していた場合は、当該所有者は、その先の標章に基づいて、後の標章の登録無効を要求する権利又は後の標章の使用の対象である商品若しくはサービスに関する後の標章の使用を妨げる権利を有さない。ただし、後の標章の登録出願が非良心的に行われていた場合は、この限りでない。

(2) (1)の規定は、第12条(3)にいう先の標章権又は第26条(3)5.にいう先の権利の所有者にも適用する。

(3) (1)及び(2)の場合は、先の標章の所有者は、自己の権利を用いて後の標章の無効を請求することはできないが、後の標章権の所有者も、先の標章の使用を妨げる権利を有さない。

第28条 登録の取消又は無効の法的効果

(1) 第25条(1)1.に基づく標章登録の取消は、5年の不使用期間の始めから効力を有する。

(2) 第25条(1)2.又は3.に基づく標章登録の取消は、取消の請求日から効力を有する。

(3) 標章登録の無効は、出願日から効力を有する。

(4) 登録の取消及び無効は、次の事項に影響を及ぼさない。

1. 侵害に係る請求についての決定であって、取消又は無効の前に執行されたもの
2. 別段の合意がある場合を除き、取消又は無効の前に履行されたライセンス契約

第 V 節 団体標章及び証明標章

第 29 条 団体標章

- (1) (追加 SG 43/05) 団体標章とは、生産者、取引業者又はサービス提供者から成る、法人である団体が所有する標章をいう。団体標章は、当該団体の構成員の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから区別する。
- (2) 団体は、次の事項を含む団体標章の使用規約を承認しなければならない。標章を使用することができる者についてのデータ、団体構成員となるための条件、標章使用の条件、及び団体構成員による標章使用の禁止事由
- (3) 団体標章権は、移転することができない。団体構成員でない者は、当該標章の使用許可を受けることができない。

第 30 条 証明標章

- (1) (改正 SG 43/05) 証明標章は、その標章の所有者から許可を得て、かつ、その管理の下で生産又は提供される商品又はサービスの素材、生産方法、品質その他の特徴を証明する。
- (2) (改正 SG 43/05) 標章所有者は、次の事項を含む証明標章の使用規約を承認しなければならない。商品又はサービスの品質、数量、素材その他の特徴についての説明、証明標章所有者がとる管理措置及び同人が課する制裁
- (3) 証明標章所有者は、自ら生産した商品又はサービスを表示するために当該証明標章を使用することはできない。
- (4) 証明標章所有者が自ら生産した商品又は提供したサービスを表示するために当該標章を使用した場合は、その登録を取り消すことができる。

第 31 条 特別規定(表題改正 SG 43/05)

- (1) 団体標章又は証明標章の所有者は、使用規約及びそのすべての変更を特許庁に提出する。この変更は、特許庁に提出した後に効力を有する。
- (2) 団体標章又は証明標章の登録は、第 25 条に基づく場合とは別に、標章所有者が使用の権利に反する使用を許可又は認めた場合にも、取り消すことができる。
- (3) 登録が取り消された又は消滅した団体標章又は証明標章は、その取消又は無効の公告から 3 年間は、同一又は類似の商品又はサービスに係る同一又は類似の標章の他人名義での登録を妨げる。
- (4) (新設—SG 43/05) 特許庁は、団体標章及び証明標章の使用規約の閲覧を認めなければならない。

第 VI 節 特許庁における手続

第 32 条 出願

(1) (改正-SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)標章登録出願は、特許庁に対して直接に、郵便により、ファックスにより又は電子的に行う。出願が電子的に行われた場合は、出願人の若しくは工業所有権代理人の独自の識別方法、又は電子書類及び電子署名に関する法律の意味での電子署名による識別は不要である。

(2) 出願は、国際分類の 1 又は複数の類に属する商品及び／サービスに関して指定された 1 の標章に係るものでなければならない。

(3) 出願には、次の事項を含める。

1. 登録を求める願書
2. 出願人の名称及び宛先
3. 標章の表示
4. 登録請求の対象である商品及び／又はサービスの名称

(4) 出願が団体標章又は証明標章に係るものであるときは、(3)にいう書類とは別に、使用規約も含めなければならない。

(5) 出願は、閣僚会議により承認された布告をもって設けられた他の要件も満たさなければならない。

(6) 出願には、納付済手数料に係る書類を添付しなければならない。

(7) 出願における書類及びデータは、ブルガリア語により提出しなければならない。

第 33 条 出願日

(1) 第 32 条(3)及び(4)にいうデータを含む書類が特許庁に受領された日を出願日とみなす。

(2) (改正-SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)前記の書類が他の言語により提出された場合において、その日から 2 月以内に当該書類がブルガリア語により提出されたときは、出願日は維持される。

第 34 条 優先権

(1) 同一又は類似の商品又はサービスについて指定された同一又は類似の標識に係る後に行われた出願に対する出願人の優先権は、第 33 条(1)に基づく特許庁における出願の出願日から認めるものとする。

(2) 出願人の優先権は、次の条件の下に、先の出願の出願日から認める。

1. 先の出願がパリ条約又は世界貿易機関の加盟国において行われていること
2. 先の出願がパリ条約第 4 条の意味での最初の出願であり、かつ、同一の標章及び同一の商品又はサービスに係るものであること
3. 出願が先の出願の出願日から 6 月以内に特許庁に行われること
4. 優先権の主張が、出願日から 2 月以内に先の出願の日付及び国名を明示して行われること、並びに
5. 出願人が、出願日から 3 月以内に、優先権手数料を納付し、かつ、先の出願が行われた国の所轄当局が交付した優先権書類を提出すること

(3) (2)1. に基づき正規に行われた出願とは、確定した出願日を有する出願をいい、その後の

成り行き如何を問わない。

(4) 出願人の博覧会優先権は、主張の対象である標章を表示した商品又はサービスが公式又は公認の博覧会において展示された日から認めるものとするが、ただし、次のことを条件とする。

1. 出願が、商品又はサービスの最初の展示日から6月以内に行われていること
2. 出願が、同一の標章及び展示された商品又はサービスと同一のものを対象としていること
3. 優先権主張が、出願日から2月以内に、展示日及び博覧会が組織された国名を明示して行われていること、並びに
4. 出願人が出願日から3月以内に優先権手数料を納付し、かつ、主張の対象である標章を表示した商品又はサービスの展示日を証明する、展示会管理者が交付した書類を提出すること

第35条 色彩についての主張(廃止—SG 19/10, 2010年6月10日施行)

第36条 方式審査

(1) (改正—SG 19/10, 2011年3月10日施行)各出願について、第33条にいう出願日を確定するための要件が満たされているか否かを審査する。この要件が満たされていない場合は、その出願は行われていないものとみなす。

(2) (改正 SG 43/05 ; 改正及び追加—SG 19/10, 2011年3月10日施行)出願日が確定された各出願について、第32条(6)にいう納付済手数料に係る書類が添付されているか否かを審査する。当該書類が添付されていない場合は、出願人は、当該不備を除去するために1月の期間が与えられる。この期間の満了から1月以内に、金額を2倍にして手数料を納付することができる。その期間内にも手数料が納付されない場合は、出願は取り下げられたものとみなす。

(3) (新設—SG 43/05 ; 改正—SG 19/10, 2011年3月10日施行)納付済手数料に係る書類の提出後2月以内に審査を実施し、第32条(2)、(5)及び(7)の要件が満たされているか否かを審査する。出願が団体標章又は証明標章に係るものであるときは、それぞれ使用規約が第29条(2)又は第30条(2)の要件を満たしているか否かについて審査する。不備が認められた場合は、出願人は、これを除去するために2月の期間が与えられる。

(4) (旧(3), 改正 SG 43/05)出願が第32条(2)の要件を満たしておらず、かつ、出願人が(3)の第3文にいう期間内に出願を分割したときは、分割出願は、原出願の出願日又は優先権を維持する。

(5) (旧(4), 改正 43/05)出願人が(3)の第3文にいう期間内に出願の不備を除去しなかった場合は、当該手続は終了される。

第36a条 出願公告(廃止—SG 19/10, 2010年3月10日)

第36b条 標章登録に対する異議申立(廃止—SG 19/10, 2010年3月10日施行)

第37条 実体審査

(1) (改正 SG 43/05, 2005年8月21日施行 ; 改正—SG 19/10, 2011年3月10日施行)第11条に基づく審査は、方式審査の終了から又は特許庁公報による国際登録の公告から3月以内

に行う。

(2) 商品又はサービスの全部又は一部について登録拒絶の事由がある場合は、出願人は、拒絶の根拠のすべてを指摘する通知を受け、かつ、反論のために3月の期間が与えられる。

(3) (改正 SG 43/05, 2005年8月21日施行; 改正-SG 19/10, 2011年3月10日施行) 標章が識別性を欠く構成要素を含み、かつ、当該標章に当該構成要素を含めたときは当該標章の保護範囲に関して疑念を生じさせる虞がある場合は、出願人に対して、登録の条件として、当該構成要素に関して排他的権利を主張しないことを宣言するよう求めることができる。

(4) (改正-SG 19/10, 2011年3月10日施行) (2)にいう期間内に、出願人が応答せず、理由を付した反論をせず、及び/又は商品又はサービスの一覧を限定しない場合は、全面的又は部分的拒絶の決定を下す。部分的拒絶の場合は、出願人は、決定を受領してから2月以内に又は決定に対する上訴手続の間に、出願分割の請求を行うことができる。

(5) (廃止-SG 19/10, 2010年3月10日)

第 37a 条 手続の終了 (新設-SG 43/05, 2005年8月21日施行; 廃止-SG 19/10, 2011年3月10日施行)

第 38 条 出願の取下、限定及び変更

(1) (追加-SG 19/10, 2010年6月10日施行) 出願について決定が下されるまでは、出願人は、出願を取り下げ、又は標章出願の対象である商品若しくはサービスの一覧を限定することができる。出願人がその出願を取り下げた場合は、手続の終了に係る決定が下される。

(2) 出願における変更はできない。ただし、出願人の名称若しくは宛先に変更があるか、又は出願人の名称若しくは宛先に関する許容される誤記若しくは明らかな誤りがあつて、それが訂正されるべきである場合は、当該変更が当該標識に影響を及ぼさず、また、商品若しくはサービスの一覧を拡張しないことを条件として、この限りではない。

(3) (改正-SG 19/10, 2010年6月10日施行) (2)に基づく変更は、出願人からの請求により行うものとする。

第 38a 条 第三者による異論 (新設-SG 19/10, 2011年3月10日施行)

(1) 出願公告の日から3月以内は、何れの自然人又は法人、及び製造者、生産者、サービス提供者、販売人又は消費者を代表する団体も、第11条にいう理由に基づいて、標章の登録に対する異論を提出することができる。

(2) 異論は、書面により提出しなければならず、かつ、根拠及び理由を付さなければならない。

(3) 異論を提出した者を登録手続の参加者とみなしてはならない。

(4) 異論は、出願人に送付されるものとし、同人は、それに対する意見を述べることができる。

(5) 異論については、異議部が決定を下す。

第 38b 条 登録に対する異議申立 (新設-SG 19/10, 2011年3月10日施行)

(1) 第12条(2)及び(3)の意味での先の標章の所有者、先の標章の排他的ライセンス、ブルガリア共和国の領域における商業活動において使用され、かつ、登録出願がされている無登

録標章の現実の所有者、及び所有者の代理人が所有者の同意を得ないで出願した標章の所有者は、第12条(1)にいう理由に基づき、次の事項に対して異議申立を行うことができる。

1. 本法に基づいて出願されている標章の登録

2. ブルガリア共和国の領域内における国際登録の効力の承認

(2) (1)1. に基づく異議申立は、出願標章の特許庁公報による公告から3月以内に行わなければならない。

(3) (1)2. に基づく異議申立は、国際登録の特許庁公報による公告から6月目と9月目との間に行わなければならない。

(4) 異議申立は、2通により行うものとし、理由を付し、かつ、異議申立人及び異議を申し立てられた標章についての情報並びに異議申立の基礎となる法的根拠を記載しなければならず、また、必要な場合は証拠を添えなければならない。異議申立が周知標章又は高評標章を基礎とするものである場合は、当該標章の周知又は高評の状況に係る証拠を添えなければならない。

(5) 異議申立には、納付済手数料に係る書類を添えなければならない。

(6) (1)1. に基づく異議申立の場合は、異議を申し立てられた標章の出願人は通知を受けるものとする。

(7) (1)2. に基づく異議申立の場合は、国際事務局は通知を受けるものとする。

第38c条 異議申立の認容性及び方式上の有効性確認(新設—SG 19/10, 2011年3月10日施行)

(1) 各異議申立は、第38b条(1)、(2)及び(3)の要件を満たしているか否かについて審査する。

(2) 期限内に行われなかった異議申立及び／若しくは第38b条(2)にいう期限内に手数料が納付されなかった異議申立、又は(1)にいう者により行われなかった異議申立は、認容されず、また、申立人が通知を受けた手続は、開始されない。

(3) 認容可能な各異議申立は、第38b条(4)の要件遵守について審査し、不備が認められた場合は、申立人は、通知を受け、その不備を訂正するために2月の期間が与えられる。期間内に不備が訂正されない場合は、手続を終了する決定を下す。

第38d条 異議申立手続(新設—SG 19/10, 2011年3月10日施行)

(1) 異議申立は、異議部の審査官3から構成される審査員団によって審理されるものとし、そのうちの1は審査員団の議長とする。

(2) 異議申立書の1通は、証拠と共に異議を申し立てられた標章の出願人に送付する。同時に、両当事者に対し、合意を達成するために通知書送付の日から3月の期間を与える旨の通知書を送付する。この期間は、両当事者が署名した請求書に基づき、3月ずつ2回延長することができる。

(3) 両当事者が(2)により紛争に関する合意を提出した場合は、手続を終了する。

(4) (2)に基づく期間内に合意が提出されなかった場合は、異議を申し立てられた標章の出願人は、異議申立に応答するために2月の期間が与えられる。異議を申し立てられた標章の出願人が期間内に応答しなかった場合は、異議申立に基づく決定を下し、提出された証拠を認める。

(5) 異議を申し立てられた標章の出願人の応答を異議申立人に送付するものとし、異議申立

人は、その意見を陳述するために1月が与えられる。

(6) 異議を申し立てられた標章の出願人から請求があったときは、異議申立人は、異議を申し立てられた標章の出願公告に先立つ5年間に先の標章が真正に使用にされていたことの証拠、又は不使用を正当化する理由についての証拠を提出するものとする。ただし、先の標章が、異議申立の日の少なくとも5年前に登録されていることを条件とする。異議申立人は、当該証拠を提出するために2月の期間が与えられる。当該証拠が提出されなかった場合は、異議申立には根拠がないものとしてこれを拒絶する決定を下すものとする。

(7) (6)にいう請求は、異議申立に応答するために出願人に与えられた最初の機会に行わなければならない。

(8) 異議部の審査員団は、両当事者間で通信が交換されてから6月以内に、異議申立、異議を申し立てられた標章の出願人及び異議申立人の意見、並びに利用できる場合に提出された証拠を審理し、決定を下すものとする。

(9) 異議申立に根拠がない場合は、その拒絶の決定を下す。

(10) 異議申立に根拠がある場合は、異議を申し立てられた標章の登録について部分的又は全面的拒絶の決定を下す。

(11) 異議申立の作成、提出及び審理に係る手続は、閣僚会議の布告により定める。

第38e条 手続の停止(新設—SG 19/10, 2011年3月10日施行)

(1) 異議を申し立てられた標章の出願人から第23条(1)3.に基づく先の標章の登録の無効、取消又は消滅に係る請求があったときは、異議申立手続を停止する。

(2) 異議申立が、第12条(2)2., 4.若しくは6.の意味での先の標章、若しくは第39条(3)に基づく登録の更新に係る請求の提出期間が満了していない標章に基づいている場合、又は異議申立に関する決定が他の当局の管轄下にある問題に関する予備的裁定に依存している場合は、異議申立手続を職権で停止する。

(3) (1)にいう手続は、前記の請求についての決定の効力発生後に、又は標章国家登録簿への消滅の記入に基づいて、当該標章の出願人の請求があったときは再開する。

(4) 手続は、異議申立の基礎である先の出願に関する決定の効力発生、第39条(3)にいう期間の満了、又は管轄当局の決定に基づいて、職権により再開する。

第38f条 登録(改正—SG 19/10, 2011年3月10日施行)

(1) 第38b条(2)又は(3)にいう期間の満了から1月以内に、異議申立が行われなかったか、又は効力が発生した決定において、根拠がないとして異議申立が全面的に若しくは部分的に拒絶された場合は、出願人は、登録、公告又は証明書の交付に係る手数料を納付するよう通知され、かつ、その納付のために1月が与えられる。最初の期間の満了後1月以内に納付する場合は、手数料の額は2倍とする。

(2) 手数料が納付されたときは、標章登録に係る決定は、1月以内に下すものとする。標章は、標章国家登録簿に記入し、特許庁公報により公告し、また、登録証を出願人に交付するものとする。

第38g条 決定の送達(新設—SG 19/10, 2011年3月10日施行)

(1) 標章登録出願に関する決定は、国家審査官が下すものとし、当該審査官は、出願に関す

る通信も行う。

(2) 異議申立に関する決定は、国家審査官が議長を務める第 38d 条(1)にいう審査員団が行う。

第 39 条 登録更新

(1) (改正-SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)標章の登録は、納付済手数料に係る書類を付した、所有者の請求により更新するものとする。

(2) (改正-SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)請求書には、標章の登録番号及び所有者の識別データを記載しなければならない。

(3) (改正-SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)請求書は、第 20 条(1)にいう期間の最後の年、又は追加手数料の納付を条件として、当該期間の満了から 6 月以内に提出することができる。

(4) (改正-SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)所有者が請求書において、登録の対象である商品又はサービスの一部のみについて登録の更新を請求する場合は、更新請求の対象である商品又はサービスの指定もしなければならない。

(5) (改正-SG 43/05) (1), (2) 及び(3)の要件が満たされなかったときは、当該標章の登録は、更新されない。

(6) 更新は、先の登録の満了日の翌日から効力を有する。

第 40 条 所有者の名称及び宛先の変更

(1) (改正-SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)標章の所有者又は出願人は、名称及び宛先の各変更を 3 月以内に特許庁に通知しなければならない。

(2) 変更は、所有者の請求により、国家登録簿に記入する。

(3) 所有者に通知されるべきすべての書類は、国家登録簿に最後に記入された宛先に送付される。

第 41 条 標章の変更

(1) 登録の有効期間中又はその更新の際に、標章を変更することはできない。

(2) (改正-SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日)標章が所有者の名称又は宛先を含む場合は、それについての変更は、所有者の請求により行うことができる。ただし、当該変更が、登録されている標章に重要な影響を及ぼさないことを条件とする。

第 42 条 紛争の審理

(1) 紛争部は、次の事項を審理する。

1. (改正 SG 43/05)第 37 条(4)に基づく登録拒絶決定に対する審判請求

2. 第 36 条(5)に基づく手続終了決定に対する審判請求

3. (新設-SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)第 38c 条(3)並びに第 38d 条(6), (9) 及び(10)に基づく異議部の決定に対する審判請求

4. (旧 3 本文-SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)第 25 条に基づく登録取消申請

5. (旧 4 本文-SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)第 26 条に基づく登録無効請求

(2) (追加-SG 43/05 ; 改正-SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)審判請求を審理する委員会は、国家審査官 2 及び法律家 1 から構成されるものとし、また請求を審理する委員会は、国家審査官 3 及び法律家 2 から構成される。委員会は、特許庁長官によって設置される。

(3) (改正 SG 43/05) (2)にいう委員会は、第 45 条及び第 46 条にいう決定を下すための陳述書を作成する。

(4) (新設—SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)紛争の審理に関する手続は、閣僚会議の布告により定める。

第 43 条 期間

(1) 審判請求は、決定の通知から 3 月以内に提起しなければならない。

(2) 請求は、登録の有効期間中、いつでも提出することができる。

(3) (廃止—SG 43/05)

第 44 条 審判請求及び請求の内容

(1) 審判請求には根拠が付されていなければならない。かつ、請求人及び出願についてのデータを含んでいなければならない。

(2) (改正 SG 43/05) 請求は 2 通により行うものとし、かつ、請求人についてのデータ、要求された場合は請求人の法的利害関係、無効の理由及び必要な場合は証拠を含めなければならない。

(3) (改正 SG 43/05) 審判請求書及び請求書には、納付済手数料に係る書類を添付しなければならない。

第 44a 条 審判請求及び請求の容認可能性及び方式遵守についての審査(新設—SG 43/05)

(1) 各審判請求について、第 43 条(1)にいう期間が守られているか否か、及び第 44 条(3)にいう納付済手数料に係る書類が提出されているか否かに関して審査する。

(2) 各請求について、第 44 条(3)にいう納付済手数料に係る書類が提出されているか否か、及び要求されている場合は、法的利害関係があるか否かに関して審査する。

(3) 審判請求又は請求のための納付済手数料に係る書類が提出されていない場合、又は法的利害関係の裏付が欠けている場合は、審判請求人又は請求人は、当該不備を除去するために 1 月の期間が与えられる。

(4) 審判請求であって、第 43 条(1)にいう期間内に提出されなかったもの及び／又は手数料が納付されなかったもの、並びに請求であって、手数料が納付されなかったもの及び／又は法的利害関係が証明されなかったものは、容認されず、それに関する手続は行わない。

(5) 容認できる各審判請求及び請求について、第 44 条にいう要件の残りの部分が満たされているか否かに関して審査する。不備が認められた場合は、審判請求人又は請求人は、通知を受け、かつ、それを除去するために 1 月の期間が与えられる。その期間内に不備が除去されなかった場合は、その審判請求及び請求に関する手続は終了する。

第 45 条 審判請求に関する決定

(1) (改正 SG 43/05 ; 改正及び追加—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)審判請求に根拠がなかった場合は、登録拒絶決定を確認する決定か又は手続を終了する決定を下す。

(2) (改正 SG 43/05 ; 改正及び追加—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)審判請求が適格であった場合は、当該決定を取り消し、かつ、当該出願を再審査に付し、当該標章を登録し又は当該手続を再開する決定を下さなければならない。

(3) (改正-SG 19/10, 2010年6月10日施行)出願の再審理において拒絶の決定が取り消された場合は、理非に関する決定を下すものとする。

(4) (新設-SG 19/10, 2010年6月10日施行)(1)から(3)までに基づく決定は、特許庁長官又は同人が委任した副長官が下すものとする。

(5) (新設-SG 43/05 ; 旧(4)本文-SG 19/10, 2010年6月10日施行)(1)及び(2)にいう決定は、審判請求の提出又は審判請求に認められた不備の除去から3月の期間内に下さなければならない。

第46条 請求に関する手続

(1) (改正 SG 43/05 ; 追加-SG 19/10, 2010年6月10日施行)請求書の写しが標章権所有者に送付されるものとし、かつ、反論のために及び請求が第25条(1)1.に基づくものである場合はそれに加えブルガリア共和国の領域における標章の使用に係る証拠を提示するためにも3月の期間が与えられる。請求が、第26条(3)4.に基づいて提出され、かつ、出願人が出願の際に不誠実に行動したことを認定する効力を有する決定を伴う場合は、請求書の写しを標章所有者に送付することなく、標章取消の決定を下すものとする。

(2) (新設-SG 43/05)反論又は標章使用の証拠は請求人に送付されるものとし、同人は、陳述のために1月の期間が与えられる。

(3) (新設-SG 43/05)第42条(2)にいう委員会は、必要なときは、当事者から追加の証拠及び資料を要求することができる。これらは、他方当事者に提示され、他方当事者は1月の期間内に陳述書を提出しなければならない。

(4) (旧(2)-SG 43/05 ; 改正及び追加-SG 19/10, 2010年6月10日施行)請求に根拠がない場合は、それを拒絶する決定を下す。

(5) (旧(3)-SG 43/05 ; 改正及び追加-SG 19/10, 2010年6月10日施行)請求が適格と認められた場合は、登録を全面的に又は部分的に取り消すか又は無効にする決定を下す。

(6) (新設-SG 19/10, 2010年6月10日施行)(1), (4)及び(5)に基づく決定は、特許庁長官又は同人が委任した副長官が下す。

(7) (旧(4)-SG 43/05 ; 旧(6)本文-SG 19/10, 2010年6月10日施行)登録の部分的取消又は部分的無効の場合は、交付済の登録証は、新しいものに取り替えられる。

(8) (新設-SG 43/05 ; 旧(7)本文, 改正-SG 19/10, 2010年6月10日施行)取消又は無効を求める請求に関する決定は、(3)にいう証拠及び資料の収集が終了してから6月以内に下す。

第46a条 手続の停止(新設-SG 43/05)

(1) 審判請求に関する手続は、それに関連して、先の標章の登録の無効又は取消を求める請求が提出された場合は、停止する。

(2) 無効請求に関する手続は、先の標章の登録の取消を求める反対請求が提出された場合は、停止する。

(3) (1)及び(2)にいう手続は、それぞれの請求に関する決定の効力が生じたときに再開する。

第47条 期間の延長(改正 SG 43/05 ; 改正-SG 19/10, 2011年3月10日施行)

第36条(3), 第37条(2), 第38c条(3)並びに第38d条(4)及び(6)にいう期間は、その満了前に提出された出願人又は所有者からの請求により、同じ期間で1回延長することができる。

請求は、納付済手数料に係る書類が添付されていない場合は、認めない。

第 48 条 期間の回復(改正－SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)

特別の予測されない事情により逸した期間は、出願人又は所有者からの請求により、回復することができる。請求は、逸した期間に係る理由が有効性を失ってから 3 月以内、ただし、逸した期間の経過から 1 年以内に行わなければならない。回復に関する決定は、特許庁長官が下す。

第 49 条 特許庁公報による公告(追加－SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行；改正 SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)

特許庁は、各登録標章及びそれに関するその後の記入事項を、標章国家登録簿への記入後 3 月以内に同庁の公報により公告するものとする。

第 50 条 司法事項

(1) (改正－SG 30/06, 2007 年 3 月 1 日施行)第 45 条(1)及び第 46 条にいう決定に対しては、その通知から 3 月以内に、ソフィア市行政裁判所に上訴することができる。

(2) (改正－SG 30/06, 2006 年 7 月 12 日施行)国家登録簿への記入の拒絶及び登録更新の拒絶に対しては、行政訴訟法典の手続により上訴することができる。

第 VII 節 周知標章及び高評標章(新設－SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

第 50a 条 標章を周知のもの又は高評のものとして決定すること(新設－SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 標章が周知のものであるか否か又は高評のものであるか否かを決定する際は、次の事情を考慮に入れる。

1. 当該標章が、関連分野の公衆であって、当該商品又はサービスの現実の又は潜在的な消費者、販売網に関係している者、及び当該の種類の商品又はサービスを取り扱う業界を含むもの間における当該標章についての知識又は認識の程度
2. 当該標章の使用に係る期間、範囲及び地理的地域
3. 当該標章の普及活動に係る期間、範囲及び地理的地域。普及活動には、当該標章が用いられている商品及び／又はサービスの広告、宣伝、又は見本市若しくは博覧会における展示が含まれる。
4. 当該標章が登録されている場合における、その標章権の有効な行使についてのデータ
5. 当該標章の価額
6. その他の事情

(2) 標章が周知のものであるか否か又は高評のものであるか否かについての決定は、

1. ソフィア市裁判所が、一般的な請求手続により下し、
2. (改正－SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)異議申立又は登録の取消請求があった場合は、特許庁が下す。

第 50b 条 周知標章又は高評標章の決定に関する手続(新設－SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行；廃止－SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行)

第 III 章 地理的名称

第 I 節 登録

第 51 条 定義

- (1) 地理的名称とは、原産地名称及び地理的表示をいう。
- (2) 原産地名称とは、ある国又はその国の地域若しくは一定の場所の名称であつて、そこを原産地とし、その品質又は特徴が、主として又は専ら、自然的及び人的要因を含むその地理的環境に起因する商品を表示するのに役立つものをいう。
- (3) 地理的表示とは、ある国又はその国の地域若しくは一定の場所の名称であつて、そこを原産地とし、その品質、名声その他の特徴を当該原産地に帰属させることができる商品を表示するのに役立つものをいう。
- (4) (新設-SG 43/05) 伝統的名称であつて、(2) 及び(3) の要件を満たすものも、地理的表示とみなす。

第 52 条 登録拒絶の理由

次に該当する表示は、地理的名称として登録することができない。

1. ブルガリア共和国の領域において、生産地との関連なしに、一定の種類の商品の一般名称となっているもの
2. 先に保護を受けた植物品種又は動物品種の名称と同一であり、使用者が当該商品の真の原産地について誤認する虞があるもの
3. 同一の商品について先に登録された地理的名称又は標章と同一であるもの
4. 同一であるか又は類似する商品について先に登録された地理的名称又は標章と同一であるか又は類似しており、使用者が誤認する虞があるもの

第 53 条 法的保護

- (1) 地理的名称の法的保護は、特許庁への登録により与えられる。
- (2) 法的保護は、次の事項の禁止をもって構成される。
 1. 当該地理的名称の登録の対象である商品に類似している商品についての当該地理的名称の商業活動における使用。ただし、登録された名称の名声が利用される場合に限る。
 2. 商品の真の原産地が表示されている場合であっても、当該地理的名称の不正使用若しくは偽造、又は当該地理的名称の翻訳使用若しくは「origin」、「kind」、「type」、「imitation」等の表現を伴う使用
 3. 包装若しくは商品に関連する広告用資料若しくは書類上で明示される当該商品の出所、原産地、性質又は基本的品質に関する前記以外の不正な又は誤認を生じさせる表示の使用。ただし、当該表示が商品の原産地について不正確な印象を与えると考えられる場合とする。
 4. 前記以外の行為であつて、商品の真の原産地について使用者に誤認を生じさせる虞があるもの
- (3) 登録された地理的名称は、それが本法の保護を享受している限りは、一般名称にすることはできない。

第 54 条 出願の権利

(1) 出願をする権利は、限定された地理的場所において生産活動をしている者に属するものとするが、ただし、生産される商品が確定された品質及び特異性に合致していることを条件とする。

(2) 地理的場所の境界及び商品の品質及び特異性、並びにそれらの品質及び特異性と地理的環境又は原産地との関連性は、所轄中央当局の長の命令により、当該当局が決定し、確定する。

第 55 条 使用の権利

(1) 登録された地理的名称は、その使用者として登録された者のみを使用することができる。

(2) 登録使用者は、当該地理的名称を、その登録の対象である商品についてのみ使用することができる。同人は、当該名称を、当該商品又はその包装、当該商品に関連する広告用資料、営業文書その他の書類にのみ付することができる。

第 56 条 法的保護の終了

登録された地理的名称の法的保護は、当該商品の品質又は特異性と地理的環境との間の関連が消滅したときに終了する。

第 57 条 登録の無効

(1) (改正 SG 43/05) 次の場合は、法的利害関係人の請求により、地理的表示の登録を無効にする。

1. 効力を有する裁判所決定によって、登録が第 51 条(2)及び(3)に違反して行われたことが認定されたこと

2. 登録が、第 52 条 2.、3. 及び 4. に違反して行われたこと

(2) 外国の地理的名称の登録は、それがその本国において無効にされた場合は無効にする。

第 57a 条 職権による登録(改正—SG 80/10)

(1) 当該農産品又は食品の地理的表示が、保護される地理的表示を付した農産品及び食品の欧州登録簿に登録されている場合は、特許庁は、職権により当該地理的表示又は食品の登録を行うものとする。

(2) (1)にいう登録は、農産品及び食品に係る地理的表示及び原産地名称の保護に関する 2006 年 3 月 20 日の理事会規則(EC)No. 510/2006 第 5 条(1)にいう集団に登録された者に関して行う。国内保護が既に認められている場合は、新たな所有者のみを登録するものとする。

(3) 農業食糧省は、保護される地理的表示を付した農産品及び食品の欧州登録簿に登録された農産品又は食品の記録への記入について特許庁に通知するものとする。当該通知から 1 月以内に登録を行わなければならない。

(4) (3)に基づく通知には、(2)にいう者の名称及び宛先、農産物又は食品の地理的表示、地理的場所の境界に関する記述、農産品又は食品の品質又は特徴に関する記述、並びにこれらと地理的環境又は原産地との間の関連性を含めるものとする。

第 58 条 使用者としての登録の取消

使用者の登録は、当該使用者が他の商品を表示するために当該地理的名称を使用しているこ

と、又は当該使用者が生産した商品が確定された品質又は特異性を有していないことが請求
手続によって証明された場合は、登録使用者の何れかからの請求によって、取り消すもの
とする。

第 59 条 無効又は取消の法的効果

- (1) 登録の無効は、当該出願の出願日から効力を有する。
- (2) 使用者としての登録の取消は、取消の請求日から効力を有する。
- (3) 侵害の主張について効力を有する決定に関しては、無効又は取消は、当該決定が無効又
は取消の前に執行されている限りにおいて、影響を及ぼさない。

第 II 節 特許庁における手続

第 60 条 出願

(1) (改正 SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行) 地理的名称の登録出願は、特許庁に直接に、郵便により、ファックスにより、又は電子的に行う。出願が電子的に行われた場合は、出願人又はその工業所有権代理人の特有の識別名による識別、又は電子書類及び電子署名に関する法律の意味での電子署名は、何れも義務的なものでない。

(2) 出願は、1 の地理的名称に係るものでなければならない。

(3) 出願は、次のものを含んでいなければならない。

1. 登録願書
2. 出願人の名称及び宛先
3. 原産地名称又は地理的表示
4. 商品の指定
5. 地理的場所の境界の記述、及び
6. 商品について確定された品質又は特異性、及び商品と地理的環境又は原産地との間の関係についての記述

(4) 出願には、第 54 条(2)にいう命令の写し、及び出願人が限定された地理的場所で生産活動を行っている旨の所轄自治体の証明書を添付しなければならない。

(5) 出願人が外国人である場合は、出願には、本国における当該地理的名称の登録に係る書類を添付しなければならない。

(6) 出願は、閣僚会議が承認した布告に定める他の要件も満たさなければならない。

(7) 出願には、納付済手数料に係る書類を添付しなければならない。

第 61 条 方式審査

(1) 各出願について、第 60 条にいう要件が満たされているか否かを審査する。不備が認められた場合は、出願人はそれを除去するために 3 月の期間が与えられる。

(2) 出願人が(1)にいう期間内に不備を除去しなかった場合は、手続を終了する。

第 62 条 実体審査

(1) 方式遵守の要件を満たしている各出願については、18 月の期間内に実体審査を行う。

(2) 地理的名称の登録拒絶の理由がある場合は、出願人は、拒絶に係るすべての理由を挙げた通知を受け、かつ、反論のために 3 月の期間が与えられる。

(3) 出願人が(2)にいう期間内に理由を付した反論を提出しなかった場合は、登録拒絶の決定を下す。

(4) 地理的名称が本法の要件を満たしていると認定された場合は、登録決定が下される。地理的名称は、地理的名称国家登録簿に記入される。出願人は、使用者として登録され、1 月の期間内に当該地理的名称の使用についての証明書の交付を受ける。

第 63 条 登録された地理的名称の使用者としての登録

(1) (追加 SG 19/10, 2011 年 3 月 10 日施行) 出願を行う権利を有する者は、登録された地理的名称の使用者としての登録を求める出願を行うことができる。出願は、特許庁に直接に、

郵便により、ファックスにより、又は電子的に行う。出願が電子的に行われた場合は、出願人又はその工業所有権代理人の特有の識別名による識別、又は電子書類及び電子署名に関する法律の意味での電子署名は、何れも義務的なものでない。

(2) 出願は、次のものを含んでいなければならない。

1. 使用者としての登録を求める願書
2. 出願人の名称及び宛先
3. 地理的名称及び登録番号

(3) 出願には、出願人が定められた地理的場所で生産活動を行っている旨の所轄自治体からの証明書、及び出願人により生産された商品が当該地理的名称について確定された特徴又は特異性に合致している旨の、所轄中央当局が発行した証明書を添付しなければならない。

(4) 出願には、納付済手数料に係る書類を添付しなければならない。

(5) 各出願について、(1)、(2)、(3)及び(4)にいう要件が満たされているか否かを審査する。不備が認められた場合は、出願人には、不備を除去するために3月の期間が与えられる。

(6) 出願人が(5)にいう期間内に不備を除去しなかった場合は、手続終了の決定を下す。

(7) 登録出願が(1)、(2)、(3)及び(4)にいう要件を満たしている場合は、出願人は地理的名称国家登録簿に使用者として登録され、かつ、地理的名称の使用についての証明書の交付を受ける。

第64条 紛争部における手続

(1) 紛争部は、次の事項を審理する。

1. 第62条(3)にいう登録拒絶の決定に対する審判請求
2. 第61条(2)及び第63条(6)にいう手続終了の決定に対する審判請求
3. (新設-SG 43/05)第52条2、3及び4に基づく無効請求

(2) (改正 SG 43/05)審判請求は、第42条、第43条、第44条及び第44a条の手続により提出され、審理される。

(3) (新設-SG 43/05)請求は、第42条、第43条、第44条、第44a条及び第46条の手続により提出され、審理される。

第65条 審判請求及び請求に関する宣告(表題改正 SG 43/05)

(1) (改正 SG 43/05)審判請求に根拠がないときは、特許庁長官は、登録拒絶の決定を確認する決定を下す。

(2) (改正 SG 43/05)審判請求に根拠があるときは、特許庁長官は、当該出願を再審理のために差し戻すためか又は登録のために、前記の決定を取り消す。

(3) 出願の再審理において拒絶決定が取り消されたときは、特許庁長官は、理非の決定を下す。

(4) (新設-SG 43/05)請求に根拠がないときは、特許庁長官は、それを拒絶する決定を下す。

(5) (新設-SG 43/05)請求に根拠があるときは、特許庁長官は、登録無効の決定を下す。

第66条 期間の延長及び回復

(1) (改正 SG 43/05 ; 改正-SG 19/10, 2010年6月10日施行)第61条(2)、第62条(2)及び第63条(5)にいう期間は、その満了前に提出された出願人の請求により、1回に限り3月延

長することができる。請求は、納付済手数料に係る書類が添付されていないときは認められない。

(2) (改正—SG 19/10, 2010年6月10日施行)特別の予期しない事情によって逸した期間は、出願人又は使用者の請求により、回復することができる。請求は、期間を逸した理由が消滅してから3月以内であって、逸した期間の経過後1年以内に行わなければならない。回復決定は、特許庁長官が下すものとする。

第 67 条 公報による公告

特許庁は、すべての登録された地理的名称及びそれに関連するその後の変更を、同庁の公報により公告する。

第 68 条 司法事項(追加 SG 43/05 ; 改正—SG 30/06, 2007年3月1日施行)

第 65 条 (1), (4) 及び (5) にいう決定に対しては、ソフィア市行政裁判所に上訴することができる。

第 IV 章 国際登録

第 69 条 標章の国際登録

(1) (改正 SG 43/05) 標章の国際登録とは、マドリッド協定及び議定書の手続により世界的な所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という)が行う登録をいう。

(2) ブルガリア共和国を指定する標章の国際登録は、当該標章がブルガリア共和国において直接に出願されて登録されたのと同等の効力を有する。当該登録は、国際登録の日又は領域拡張の登録日から効力を有する。

(3) (改正 SG 43/05) ブルガリア共和国における国際標章の保護は、マドリッド協定及び議定書に規定する期間内は拒絶することができる。

(4) (改正 SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行) ブルガリア共和国の領域において効力を有する国際標章登録の所有者であって、同一の標章に関する先の国内登録を有する者は、納付済手数料に係る書類を添えた特許庁に対する請求により、国内登録に基づいて取得したすべての決定を維持しつつ、国際登録を国内登録に代わるものとみなすよう請求することができる。

第 70 条 国内標章の国際登録

(1) (改正 SG 43/05) 本法に基づいて登録された標章の所有者であるブルガリア共和国の個人又は法人であって、ブルガリア共和国において恒久的宛先を有し又は現実の商業活動を行っているものは、国際登録を出願することができる。

(2) 出願は、特許庁を通じて国際事務局に対して行うものとする。

(4) 国際登録手数料は、出願人が国際事務局に納付しなければならない。

第 71 条 原産地名称の国際登録

(1) 原産地名称の国際登録とは、リスボン協定の手続により国際事務局が行う登録をいう。

(2) ブルガリア共和国を指定する原産地名称の国際登録は、当該名称がブルガリア共和国で直接出願されて登録されたのと同等の効力を有する。当該名称は、その本国で保護を受けている限り、一般名称とすることはできない。

(3) ブルガリア共和国における国際的な原産地名称の保護は、リスボン協定に規定する期間内は拒絶することができる。

第 72 条 ブルガリアの原産地名称の国際登録

(1) 登録された原産地名称の登録使用者は、国際登録出願を行うことができる。

(2) 出願は、特許庁を通じて国際事務局に行うものとする。

(3) 国際登録手数料は、出願人が国際事務局に納付しなければならない。

第 IVA 章 共同体標章(新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

第 72a 条 共同体標章の登録及び効力(新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

- (1) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)共同体標章とは, 規則(EC)No. 207/2009 にいう条件及び手続に従って, 欧州共同体商標意匠庁に登録されている標章をいう。
- (2) 共同体標章は, ブルガリア共和国の領域において効力を有するものとし, その所有者は, 本法に基づく権利を有する。
- (3) 共同体標章は, 第 12 条(2)の意味での先の標章とみなす。
- (4) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)ブルガリア共和国特許庁は, 規則(EC)No. 207/2009 の意味での加盟国の工業所有権中央官庁である。
- (5) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)特許庁長官は, 欧州共同体商標意匠庁における工業所有権代理人の登録についての証明書を交付するものとし, また, 規則(EC)No. 207/2009 の要件に従って, それにとって必要な措置をとる。

第 72b 条 共同体標章出願(新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

- (1) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)共同体標章出願は, 規則(EC)No. 207/2009 第 26 条の要件を遵守しなければならない。
- (2) 共同体商標出願は, 欧州共同体商標意匠庁において, 又は特許庁を通じて行わなければならない。
- (3) 特許庁を通じて行う出願には, 納付済送付手数料に係る書類を添付しなければならない。
- (4) 特許庁は, 出願に受領日を付し, それを出願の受領後 2 週間以内に欧州共同体商標意匠庁に送付するものとする。

第 72c 条 共同体標章の国内出願への変更(新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

- (1) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)共同体標章の出願人又は所有者は, 規則(EC)No. 207/2009 第 112 条から第 114 条までにいう条件に基づいて, その出願又は登録のブルガリア共和国における国内標章登録出願への変更を請求することができる。
- (2) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)(1)にいう請求が欧州共同体商標意匠庁により容認されて特許庁に送付された場合は, 特許庁は, 共同体標章の出願人又は所有者に対し, 同庁は, 出願人が 2 月以内に次のものを提出することを条件として, 当該請求を審理する旨を通知する。
 1. 当該書類のブルガリア語翻訳文
 2. 当該標章の表示
 3. 出願及び審査のための納付済手数料に係る書類
 4. 国内工業所有権代理人の情報
- (3) 共同体標章出願の出願日又は優先日を(1)にいう出願の出願日とみなす。

第 72d 条 共同体標章に係る執行(新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入

日から施行)

(1) (改正—SG 19/10, 2010年6月10日施行)共同体標章に係る権利の侵害の際の民事法上の保護は、規則(EC)No. 207/2009により定められた手続に従って実行される。

(2) (改正—SG 19/10, 2010年6月10日施行)前記の規則により、共同体標章の保護に関する請求及び措置がブルガリア共和国において提起し、請求すべきものである場合は、規則(EC)No. 207/2009に別段の規定がない限り、ブルガリアの法制を適用する。

(3) (改正—SG 19/10, 2010年6月10日施行)(2)にいう請求は、ソフィア市裁判所が第1審裁判所としての管轄権を有し、ソフィア上訴裁判所が第2審裁判所としての管轄権を有するものとし、両裁判所を規則(EC)No. 207/2009の意味での共同体標章裁判所とみなす。

第 72e 条 決定についての補足的適用(新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行; 改正—SG 19/10, 2010年6月10日施行)

本法により規制されていない事項に関しては、規則(EC)No. 207/2009の規定を適用する。

第 V 章 標章及び地理的名称に関する権利の保護

第 I 節 侵害

第 73 条 登録標章の権利侵害

(1) 所有者の同意を得ないで、第 13 条の意味で標識を商業活動において使用することは、侵害を構成する。

(2) 次の行為も侵害を構成する。

1. 商品又はサービスについて、ラベル表示若しくは包装、営業文書、又は広告に使用するための材料に当該標章を付すること。ただし、それらの行為を行う者が、当該標章が所有者の同意を得ないで付されていることを知っているか、又はそう考える根拠を有することを条件とする。

2. 標章を複製するために特に意図され若しくは適合させられた手段を成立させること、又は当該手段を保存すること。ただし、それらの行為を行う者が、その手段が所有者の同意を得ないで(1)にいう商品又は材料を生産するのに役立っているか若しくは役立つであろうことを知っているか、又はそう考える根拠を有することを条件とする。

第 74 条 登録された地理的名称の侵害

(1) 登録された地理的名称の第 53 条(2)にいう使用は、侵害を構成する。

(2) 登録された地理的名称の、その使用者として登録されていない者による使用も、侵害を構成する。

第 II 節 民事法上の保護

第 75 条 請求の権利

- (1) (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 標章権所有者又は排他的ライセンスによるライセンシーは、侵害について請求を行う独立の権利を有する。
- (2) (廃止—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日)
- (3) 非排他的ライセンスは、契約に別段の規定がある場合を除き、所有者の同意を得た場合に限り、請求を提起することができる。
- (4) 登録された地理的名称に係る各登録使用者は、請求を行う権利を有する。

第 76 条 侵害に関する請求

- (1) 本法に基づく権利の侵害に係る請求は、次の事項を対象とすることができる。
 1. 侵害事実の認定
 2. 侵害の停止
 3. 損害賠償
 4. (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 侵害の対象である商品及び侵害の手段の差押及び破棄
- (2) (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 原告は、(1)にいう請求と同時に、裁判所に次のことも請求することができる。
 1. (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 侵害の対象である商品を自己に引き渡すこと
 2. (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 侵害の対象である商品の保管及び破棄に関する費用の支払を受けること
 3. (旧 2 本文, 改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 裁判所決定の処理を、侵害者の費用負担において、裁判所が定める日刊紙 2 紙に及び全国版テレビ局の放映時間に公表すること

第 76a 条 補償の決定 (表題改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) (新設—SG 43/05 ; 改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

- (1) 侵害の直近かつ直接の結果である経済的及び精神的な被害並びに利益喪失に対して、補償が行われる。
- (2) 補償額を設定するときは、裁判所は、侵害に関係するすべての事情及び侵害の結果として侵害者が受けたすべての利得を考慮に入れる。
- (3) 裁判所は、侵害者及び社会のその他の者について防止及び警告の影響を与える公正な補償を設定するものとする。

第 76b 条 補償の特例 (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

- (1) 請求に根拠があると認められたが、金額に関して十分なデータが得られない場合は、原告は、次の補償を請求することができる。
 1. 500 BGN から 100,000 BGN まで。正確な金額は、第 76a 条(2)及び(3)の条件に基づいて裁判所が決定する。又は
 2. 侵害の対象である商品と同一であって、合法的に生産された商品の小売価格と同等のもの
- (2) (1)にいう補償を決定する際は、侵害の結果として得た利益を考慮に入れるものとする。

第 76c 条 侵害の対象である商品の差押(新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

第 76 条(1)4. にいう侵害の対象である商品の差押は、一定の場所に所在する商品又は商業販売網にある商品の何れについても請求することができる。

第 76d 条 責任(新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

法人及び単独事業者は、それらの代表者、それらの従業者又はそれらが雇用した者が犯した本法に基づく権利の侵害について、民事法上の責任を負わなければならない。その場合は、別段の証明がなされるまで、罪を負うものとする。

第 76e 条 請求又は保全手続における証拠の提供(新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 原告が自己の請求を裏付ける証拠を提示した上、更に、審理の重要な証拠であって相手方当事者の管理下にあるものを特定した場合は、裁判所は、原告の請求により他方当事者に対し、当該証拠を提示するよう命令することができる。

(2) 裁判所は、原告からの申請により、(1)にいう条件に基づいて、相手方当事者に対し、その管理下にある銀行、財務又は商業の書類を閲覧する機会を提供するよう命令することができる。

(3) 原告は、(2)にいう書類に含まれている情報を公衆の利用に供してはならない。

(4) 本法により保護されている標章又は地理的名称についての単一の又は個々の使用を示す証拠の提示は、(1)及び(2)にいう手続を適用するための合理的な根拠を構成するものとみなす。

(5) 主張された侵害に関係する事情の存在は、本法により保護されている標章又は地理的名称についての単一の又は個々の不法使用を示す証拠を提示することによっても認められる。

第 76f 条 侵害における、出所及び販売網に関する情報の請求(新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 裁判所は、原告による請求に基づき、審理において重要な事情に関する情報を提供するよう、相手方当事者又は第三者に対して命令することができる。

(2) (1)の意味での第三者とは、次の者をいう。

1. 侵害商品の保有者、又は
2. 侵害をもたらしているサービス提供者、又は
3. 侵害サービスの使用者、又は
4. 1 から 3 までにいう者によって、前記の商品又はサービスの生産、製造又は販売に関与しているとして指摘された者

(3) (1)にいう情報には、次のものを含めることができる。

1. 生産者、販売者、提供者及び当該商品又はサービスの他の前所有者、並びに卸売業者及び小売業者と推測される者の名称及び宛先
2. 生産、引渡、受領又は注文された数量、及び当該の製品又はサービスから得られた収入に関するデータ

(4) (1)の規定は、他の法規を害することなく適用する。

(5) (1)及び(3)の規定は、直接的又は間接的な経済的又は商業的利益のために行われた活動

のみに適用する。

第 76g 条 保全措置(新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) (改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)標章又は地理的名称に係る権利の侵害の場合、又は当該侵害がなされようとしているか若しくは何れかの証拠が失われ、破棄され若しくは隠匿されようとしていると考える合理的なデータがある場合は、裁判所は、権利所有者又は排他的ライセンスによるライセンシーからの請求に基づき、被告に通知することなく、次の措置の何れかを命令することができる。

1. 標章又は地理的表示の不法使用を構成するか又は構成することになる旨が主張されている行為の実行を禁止すること
2. 標章又は地理的名称が不法に付されている旨が主張されている商品、及び侵害を証明する上で重要な他の証拠を差し押さえること
3. 第 73 条(2)にいう材料又は手段を差し押さえること
4. 侵害が行われているか又は行われようとしている旨が主張されている建物を封鎖すること

(2) (改正—SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)仮措置の認容、執行又は取消は、民事訴訟法典第 389 条から第 403 条まで(第 398 条第 1 文を除く)の手続により、かつ、本法の規定を害することなく、行うものとする。

(3) (改正 SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)行為遂行の禁止という仮措置は、裁判所がそれを告知することによって執行する。

(4) (改正 SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行) (1)2., 3. 及び 4. にいう仮措置は、裁判所の執行官によって執行されるものとし、当該執行官は、同人に対する原告からの申請の提出から 3 日以内に、当該措置の執行に関する通知書を被告に手交すると同時に、当該措置を執行する。行われようとしている侵害の防止のために認容された仮措置は、その目的に沿った期間内に執行する。差押財産は、保管のための目録作成の上、原告に引き渡すものとし、同人は、それを証拠としてのみ使用することができる。

(5) (改正 SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行)原告又はその代理人は、仮措置の執行に立ち会い、協力することができる。

(6) (改正 SG 59/07, 2008 年 3 月 1 日施行) (1)1. にいう仮措置は、第三者であって、同人が不法使用であるか又は不法使用になろうとしていると主張される行為を促進するとの合理的なデータが得られる者に対しても、執行することができる。

(7) 当該権利の所有者又は排他的ライセンスによるライセンシーは、(1)にいう措置の際に知った情報を公衆の利用に供してはならない。

第 77 条 管轄権(改正—SG 30/06, 2007 年 3 月 1 日施行 ; 改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

本法に基づく請求は、ソフィア市裁判所の管轄権に属する。

第 III 節 国境規制措置

第 78 条 根拠及び適用範囲

(1) (改正 SG 43/05) 標章権所有者及び排他的ライセンスによるライセンシーは、ブルガリア共和国の国境を越えて輸送された商品であって、本法によって保護される権利を侵害していると考えられる根拠があるものを留置するよう税関当局に請求することができる。

(2) (改正 SG 43/05) (1) にいう措置は、次の商品には適用しない。

1. (廃止—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

2. (廃止—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

3. (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 旅行者の手荷物の一部として輸送された非営利目的のもの。ただし、免税輸入又は免税輸出として定められている数量であることを条件とする。

4. 生鮮品であるもの

(3) (改正 SG 43/05) 税関当局は、留置申請人の商標と同一又は類似の商標が付されていない商品を留置してはならない。

(4) (廃止—SG 43/05)

(5) (改正 SG 43/05) (1) 及び(2)の規定は、登録された地理的名称又はその模倣が法的根拠なしに付されている商品の留置についても適用する。登録使用者は、留置申請をすることができる。

(6) (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) この節の規定は、税関当局に提出されたすべての商品に適用するものとし、それらが税関制度の下に置かれたか否かを問わない。

第 79 条 国境規制の適用条件(表題改正 SG 43/05) (改正 SG 43/05)

(1) 国境規制措置は、商標権所有者又は地理的表示の登録使用者からの申請書に基づくほか、税関当局の発意により適用される。商標権所有者又は地理的表示の使用者が恒久的宛先又は本拠を国外に有する場合は、同人は、ブルガリア共和国の領域内にある司法上の宛先を届け出なければならない。

(2) (1) にいう申請には、当該商品についての詳細な説明を含めなければならない。当該申請には、特許庁が交付した標章又は地理的表示の登録証の写し及び当該登録が有効である旨の証明書が添付されていなければならない。

(3) 税関当局は、申請の検討及び国境規制措置の適用に際して、閣僚会議によって定められた額の手数料を徴収する。

(4) (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 税関当局は、第 78 条(1)にいう事情が存在すると認めた場合は、当該商品を留置する。留置は、所轄の税関当局が交付した各税関書類によって執行する。税関当局は、直ちに、申請人、商品の荷送人及び荷受人に留置について通知するものとする。それらの者は、留置商品を検査し、かつ、それに関する情報を受けることができる。

(5) (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 申請人が、(4)にいう留置についての通知を受けてから 10 就業日以内に、事件の是非についての判決を求める手続が裁判所に提起された旨又は保全が認められた旨の証拠を提示しなかったときは、税関当局は、すべての通関要件が満たされていることを条件として、当該商品を解放する。申請人から理由のある請求があつ

たときは、留置期間を 10 就業日延長することができる。

(6) (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) (5) に基づく手続の提起を受けた所轄当局は、利害関係人の上訴があったときは、留置措置の確認、修正又は取消の可否について決定を下す。

(7) (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 商品の留置申請を承認しない旨の税関当局による拒絶は、行政訴訟法典の手続によりソフィア市裁判所への上訴の対象となる。

(8) (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行) 税関当局は、規制を執行するときに、留置を要求された商品を特定できなかったこと、また誠実に行った商品留置行為については責任を問われない。

第 79a 条 税関当局の発意による行為 (新設—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)

(1) 税関当局は、その発意により又は他の国家機関からの請求により、本法が保護する権利を侵害していると推測される商品を留置することができる。

(2) (1) の場合において、税関当局は、直ちに、第 79 条 (1) にいう者、商品の荷受人及び荷送人に通知し、留置商品を検査する機会を与えるものとする。税関当局は、権利所有者に対し、審査遂行のための情報を請求することができる。

(3) (1) にいう決定については、行政訴訟法典の手続により、ソフィア市裁判所に上訴することができる。

(4) 商品留置から 10 就業日以内に、事件の理非についての決定を求める手続が裁判所に提起されていないか、又は保全認容の裁判所決定が下されていない場合は、税関当局は、すべての通関要件が満たされていることを条件として、当該商品を解放する。

(5) 税関当局は、誠実に行った商品留置行為については責任を問われない。

第 80 条 追加規定

この節を実施するための手続及び方法は、閣僚会議の布告によって定める。

第 80a 条 理事会規則 1383/2003/EC の適用 (新設—SG 73/06, ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

この節の規定は、本法により保護される一定の権利を侵害すると認められた商品に対する税関の行動に関する理事会規則 1383/2003/EC の規定を害することなく適用されるものとする。

第 IV 節 行政罰規定

第 81 条 行政上の侵害及び処罰(改正 SG 43/05)

(1) (改正—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行)登録標章と同一の又は類似の標識を付した商品又はサービスを, 当該登録標章の所有者の同意を得ないで, 第 13 条の意味で商業活動において使用した者は, 500 レフから 1,500 レフまでの罰金を科され, 単独事業者及び法人は, 1,000 レフから 3,000 レフまでの財産罰を科される。

(2) (1)にいう侵害の再犯の場合は, 1,500 レフから 3,000 レフまでの罰金が科され, 単独事業者及び法人は, 3,000 レフから 5,000 レフまでの財産罰が科される。

(3) 処罰命令の実行により侵害者が処罰された後 1 年以内に同一種類の侵害によりなされた侵害が 2 度目のものであるとする。

(4) (廃止—SG 73/03, 2006 年 10 月 6 日施行)

(5) (1)にいう商品は, その所有者が何人であれ, 国のために押収されて破棄されるものとし, 当該標章の所有者又は同人が委任した者は, 破棄に立ち会うことができる。

(6) (廃止—SG 73/06, 2006 年 10 月 6 日施行; 新設—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行) (1) 及び(5)は, ブルガリア共和国の領域を通過した商品については適用されない。

第 82 条 侵害の成立(新設—SG 43/05)

(1) (改正及び追加 SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)侵害は, 特許庁長官が命令により指名した職員が検査実施後に作成する正式記録をもって成立する。検査に際しては, 内務省の部局の協力を要請することができる。

(2) (廃止—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)

第 83 条 職員の権限(新設—SG 43/05)

(1) 第 82 条(1)にいう職員は, 次の事項を行う権能を有する。

1. 規制対象用地への立入りを要求すること
2. 実施した検査に関連する必要書類を要求すること及び専門家の査定のために試料を収集すること

(2) 当該職員は, 次の事項を行う義務を負う。

1. 実施された検査における事実を, 侵害に関する正式記録に正確かつ十分に記述すること
2. 実施された検査に関連して当該職員が知ることとなった業務, 生産及び取引上の秘密を守ること
3. 検査から得たデータを公にしないこと
4. 検査から得た情報を, 侵害手続の目的にのみ使用すること

第 84 条 協力義務(新設 SG 43/05)

自己について第 82 条にいう検査が実施されている者は, 次の事項を行う義務を負う。

1. 検査を受ける取引場所, 倉庫, 生産基地及び建物に, 妨害なしに立ち入れるようにすること
2. 当該職員が要求する書類及び証拠を提供すること
3. 保管のために残された商品を保全すること

4. 検査実施の際に当該職員に協力すること

第 85 条 行政罰の賦課(新設 SG 43/05)

処罰命令は、特許庁長官又は同人が委任した職員によって下される。

第 86 条 行政罰の履行(新設－SG 43/05)

(1) 罰金又は財産罰は、処罰命令が効力を生じてから 7 日の期間内に自発的に履行しなければならず、その金額は、特許庁の現金出納室において納付するか又は同庁の口座に振り込むものとする。

(2) (改正－SG 105/05, 2006 年 1 月 1 日施行；改正－SG 12/09, 2009 年 5 月 1 日施行)(1)にいう期間の経過後に、租税保険手続法典の手続による罰金又は財産罰の強制履行のために、処罰命令の写しを国家収入庁に送付するものとする。

(3) 処罰命令又は裁判所決定が効力を生じた後、国のために押収された商品は、破棄するために内務省の機関に引き渡される。

第 87 条 地理的表示の侵害に対する行政罰責任(新設－SG 43/05)

この節の規定は、登録された地理的表示又はその模倣の使用に法的根拠がない場合にも適用する。

第 88 条 行政犯罪及び処罰に関する法律の執行(新設－SG 43/05)

この節に別段の規定がない限り、侵害の立証、並びに処罰命令の発出、上訴及び執行は、行政犯罪及び処罰に関する法律の手続により行う。

追加規定

§ 1

本法における意味として、次のとおりとする。

1. 「者」とは、個人又は法人をいう。
2. 「国内工業所有権代理人」とは、特許法第3条の意味での代理人である者をいう。
3. (改正 SG 43/05)「周知標章」とは、パリ条約第6条の2の意味での標章をいう。
4. 「パリ条約」とは、1883年3月20日にパリにおいて署名された工業所有権の保護に関するパリ条約を改正及び追加したものをいう。
5. 「公式又は公認の博覧会」とは、パリ条約の締約国において組織された国際博覧会に関する1928年11月22日の条約の意味での公式又は公認の博覧会をいう。
6. 「国際分類」とは、1957年6月15日のニース協定によって定められた標章登録のための商品及びサービスの国際分類を改正及び追加したものをいう。
7. (改正 SG 43/05)「マドリッド協定」とは、1891年4月14日にマドリッドにおいて署名された標章の国際登録に関するマドリッド協定を改正及び追加し、1984年12月3日の命令 No. 4312により批准されたものをいう。
- 7a. (新設—SG 43/05)「議定書」とは、1989年6月27日にマドリッドにおいて署名された標章の国際登録に関するマドリッド協定に関する議定書であって、2001年3月28日に第38回国民議会の法律によって批准されたものをいう。
8. 「リスボン協定」とは、1958年10月31日の原産地名称の保護及びその国際登録に関するリスボン協定を改正及び追加し、1975年3月11日の命令 No. 523によって批准されたものをいう。
9. (廃止—SG 19/10, 2010年6月10日施行)
10. 「地理的名称の模倣」とは、登録された名称と著しくは異なる名称をいう。
11. 「地理的名称の不当な使用」とは、法的根拠がない使用をいう。
12. (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)「商品の輸入及び輸出」とは、登録標章若しくは登録された地理的名称と同一又は類似の標章又はその模倣が付されている商品をブルガリア共和国の国境を越えて実際に輸送することをいい、当該商品が税関制度の下に置かれたか否かを問わない。
13. (新設—2010年6月10日施行)第38b条(1)にいう「異議申立」とは、本法の手續に基づいて出願された標章の登録、又は国際登録のブルガリア共和国の領域における効力の承認に対するものをいう。
14. (新設—SG 19/10, 2010年6月10日施行)第26条(3)3.の適用上の「代理人」とは、当該標章が付された商品又はサービスに関する当該標章の現実の代理人との間の法的な又は事実上のつながりによって、当該現実の代理人のために行動するか又は行動するよう義務付けられている者をいう。
15. (新設—SG 19/10, 2010年6月10日施行)第26条(3)6.の適用上の「企業」には販売人の種類は含まれない。

§ 1a (新設—SG 73/06, 2006年10月6日施行)

欧州連合加盟国に適用される本法の規定は、欧州経済地域の他の国に対しても適用される。

経過規定及び最終規定

§ 2

(1) 本法は、標章及び原産地名称の登録出願であって、その施行される時まで登録、拒絶又は無効について決定が下されていないものにも適用する。

(2) 商標及び工業意匠に関する法律第 17 条に基づく整った現存の出願は、旧手続に基づいて審理される。

(3) 商標及び工業意匠に関する法律第 3 条に基づく権利は、利害関係人からの申請により、本法施行後 1 年以内に行使することができる。

§ 3

商標及び工業意匠に関する法律に基づいて登録された原産地名称は、本法施行後 2 年以内に本法に基づいて再登録されなければならない。

§ 4

本法により、商標及び工業意匠に関する法律(公布 SG 95/67 ; 改正及び追加—SG 55/75, SG 56/86, SG 27/93)第 I 節, 第 III 節, 第 IV 節及び第 V 節を廃止する。

§ 5

商法(公布 SG 48/91 ; 改正及び追加 SG 25/92, SG 61, 103/93, SG 63/94, SG 63/95, SG 42, 59, 83, 86, 104/96, SG 58, 100, 124/97, SG 52, 70/98, SG 33, 42, 64/99)を次のとおり改正する。

1. 第 587 条(1)において、「取引」を削除し、また、「標章」の後に「集積回路の回路配置」を追加する。(訳注：旧テキストの原文の方が正しいように思われる。)
2. 第 558 条を削除する。
3. 表題並びに第 594 条(1)及び(2)において、「商標」を「標章」に替える。

§ 6

刑法典(公布. . . ; 改正. . .)第 227 条を次のように変更する。

「第 227 条 標章, 意匠又は集積回路の回路配置を所有者の同意を得ないで商業活動において使用した者は, 3 年以下の拘禁又は 5,000 レフ以下の罰金に処される。

§ 7

植物及び動物の新品種の保護に関する法律(公布 SG 84/96 ; 改正 SG 27/98)第 12 条(3)において、「商標, 原産地名称」を「標章, 地理的名称」に替える。

§ 8

競争の保護に関する法律(公布 SG 52/98 ; SG 112/98 1998 年の憲法裁判所決定 No. 22)第 33 条(2)において、「商標」を「標章」に替える。

§ 9

ラジオ・テレビジョン法(公布 SG 138/98 ; SG 60/99 1999 年の憲法裁判所決定 No. 10) § 1, 第 12 号 a)において, 「商標」を「標章」に替える。

§ 10

会計法(公布 SG 4/91 ; 改正及び追加 SH 26/92, SG 55/93, SG 21, 33, 59/96, SG 52/97, SG 21/98, SG 57/99)第 19 条(2)2. において, 「会社及び商標」を「標章」に替える。

§ 11

体育及びスポーツに関する法律(公布 SG 58/96 ; SG 53/97—1997 年の憲法裁判所決定 No. 8, 改正 SG 124/98, SG 51/99) § 1 第 18 号において, 「商標」を「標章」に替える。

§ 12

国家手数料法(公布. . . ; 改正. . .)第 4 条 k)を, 次のように変更する。

「k) 発明及び実用新案に対する特許証の交付, 植物及び動物の新品種に対する証明書 of 交付, 標章及び意匠の登録, 更新, 移転等, 地理的名称及び集積回路の回路配置の登録等」

§ 13

法人所得税法(公布. . . ; 改正. . .) § 1 第 8 号において, 「商標」を「標章」に替える。

§ 14

協同組合法(公布. . . ; 改正. . .)第 31 条(1)において, 「商標」を「標章」に替える。

§ 15

閣僚会議は, 標章及び地理的名称の登録出願の提出, 作成及び審査, 並びに国境規制措置の適用に係る手続及び方法, 更に第 4 条にいう手数料の料率に関する法令を承認する。

§ 16

本法は, 官報におけるその公布の 3 月後から施行する。

§ 17

本法の施行は, 特許庁長官が担当する。本法は, 1999 年 9 月 1 日, 第 38 回国民議会において可決され, 国民議会の公式印章が付された。

経過規定及び最終規定(SG 43/05, 2005年8月21日施行;改正—SG 96/06, 2007年1月1日施行)

§ 43

本法が施行された時までに方式審査が終了していない標章登録出願は, 第36a条に従って公告する。

§ 44

根拠のある登録取消請求は, 本法に従って審理する。

§ 45 (廃止—SG 96/06, 2007年1月1日施行)

§ 46

本法は, 官報におけるその公告から3月後に施行する。本法は, 2005年5月11日, 第39回国民議会において可決され, 国民議会の公式印章が付された。

租税保険手続法典(公布-105/05, 2006年1月1日施行)の経過規定及び最終規定

§ 88

本法典は、2006年1月1日から施行する。ただし、第179条(3)、第183条(9)、経過規定及び最終規定の§10第1号(e)及び第4号(c)、§11第1号(b)、並びに§14第12号は、官報における本法典の公布の日から施行する。

行政訴訟法典(公布—SG 30/6, 2006年7月12日施行)の経過規定及び最終規定

§ 76

標章及び地理的名称に関する法律(公布—SG 81/99 ; 訂正—SG 82/99 ; 改正—SG 28, 43, 94 及び 105/05)について次の改正をする。

4. 「行政訴訟法」を「行政訴訟法典」に替える。

§ 142

本法典は、次のものを除き、官報におけるその公布の3月後から施行する。

1. 第3部, §2第1号及び第2号—第III章の削除に関するもの, 第II節「裁判所命令による上訴」, §9第1号及び第2号, §15, §44第1号及び第2号, §51第1号, §53第1号, §61第1号, §66第3号, §76第1号から第3号まで, §78, §79, §83第1号, §84第1号及び第2号, §89第1号から第4号まで, §101第1号, §102第1号, §107, §117第1号及び第2号, §125, §128第1号及び第2号, §132第2号並びに§136第1号, 並びに§34, §35第2号, §43第2号, §62第1号, §66第2号及び第4号, §97第2号並びに§125第1号—「地方」の「行政」による置換及び「ソフィア市裁判所」の「ソフィア行政裁判所」による置換に関するもの。それらは、2007年5月1日から施行する。
2. 第120段落は、2007年1月1日から施行する。
3. 第3段落は、本法典の官報における公布の日から施行する。

標章及び地理的名称に関する法律の改正及び追加に係る法律(公布—SG 73/06, 施行 2006 年 10 月 6 日施行 ; 改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)の経過規定及び最終規定

§ 26 (ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行)

(1) 共同体標章であって、ブルガリア共和国の欧州連合への加入日に効力を有しているもの、並びに共同体標章出願であって、前記の日前に出願されたものは、前記の日からブルガリア共和国の領域において効力を有する。

(2) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)加入日前に出願された共同体標章の登録は、規則(EC)No. 207/2009 第 7 条(1)の意味での絶対的拒絶理由に基づいて拒絶することはできないものとするが、ただし、その理由の適用が加入の事実のみを理由としていることを条件とする。

(3) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)加入日前 6 月以内に行われた共同体標章出願に対しては、規則(EC)No. 207/2009 第 41 条にいう標章登録に対する異議申立通知を提出することができるが、ただし、規則(EC)No. 207/2009 第 8 条の意味での先の標章又は先の権利が加入日前にブルガリア共和国において存在しており、かつ、それらが善意で取得されていたことを条件とする。

(4) 次の事情がある場合は、共同体標章を無効にすることはできない。

1. (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)規則(EC)No. 207/2009 第 52 条の意味でのその理由が、ブルガリア共和国の加入の事実のみによること

2. (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)規則(EC)No. 207/2009 第 53 条(1)及び(2)の意味での国内の先の権利が、ブルガリア共和国において、その加入日前に登録、出願又は取得されていること

(5) (改正—SG 19/10, 2010 年 6 月 10 日施行)規則(EC)No. 207/2009 第 110 条及び第 111 条の条件に基づく共同体標章の使用は、第 72d 条(3)にいう裁判所に提起された請求に基づいて禁止することができる。ただし、先の標章が加入日前に登録又は出願が行われていたか、又は先の権利が加入日前に取得されていたことを条件とする。

§ 28

本法は、官報におけるその公布の 1 月後から施行する。ただし、§ 7, § 12, § 21 及び § 26 は、ブルガリア共和国の欧州連合への加入日から施行するものとし、また、§ 17 は、2006 年 7 月 13 日から施行する。

欧州連合の農産品市場の共通組織化の実施に係る法律 (P – G9/6IORCEF101.7 ROM. S60, NFROMO. 200) の経過規定及び最終規定

§ 12

本法は、2007年1月1日から施行する。ただし、§7は、官報におけるその公布日から施行する。

民事訴訟法典(P-G5/7IORCEF103.8 ROM.S90, NFROM0.200)の経過規定及び最終規定

§ 61

本法典は、2008年3月1日から施行する。ただし、次のものに限り、官報における本法典の公布の3日後から施行する。

1. 第7部「欧州連合制定法の適用を受ける民事訴訟に関する特別規則」
2. 段落2(4)
3. 第32a章「外国裁判所及びその他の外国機関の決定の履行の承認及び容認に係る特別規則」の第307a条から第307e条までによる差替、並びに第7部「子供の返還又は人的関係の権利の行使に係る訴訟」の第502条から第507条までによる差替に関する段落3
4. 段落4(2)
5. 段落24
6. 段落60

租税保険手続法典の改正及び追加に関する法律(公布—SG 12/09, 2009年5月1日施行; 追加—SG 32/09)の経過規定及び最終規定

§ 68 (追加—SG 32/09)

本法は、2009年5月1日から施行する。ただし、§ 65、§ 66 及び § 67 は、官報における本法の公布日から施行し、また、§ 2 から § 10 まで、§ 12 第 1 号及び第 2 号—(10)及び(11)第 8 号(a)、第 9 号及び第 12 号に関するもの—並びに § 53 から § 64 までは、2010年1月1日から施行する。

標章及び地理的表示に関する法律の改正及び追加に係る法律(公布—SG 19/10, 2010年6月10日施行)の経過規定及び最終規定

§ 52

(1) 本法は、その施行後に行われた標章の登録出願及び地理的表示の登録出願、並びに有効な決定が存在しない標章の登録出願及び地理的表示の登録出願に適用する。

(2) 本法の施行前に公告された標章の登録出願は、旧手続に基づいて審理する。

§ 53

本法は、その施行前に有効な決定が存在しない登録の無効及び取消を求める請求に適用する。

§ 54

標章を周知標章又は高評標章として宣言することを求める請求であって、本法施行前に有効な決定が存在しないものは、旧手続に基づいて審理する。

§ 55

閣僚会議は、本法の施行から6月以内に、第38d条(11)にいう法令及び第42条(4)にいう法令を採択する。

§ 57

本法は、官報におけるその公布の1月後から施行する。ただし、§1, §3, §5, §6, §7第1号(d)及び(e), §8, §15, §16, §17, §19, §20から§24まで, §26, §30, §33, §35, §36, §37, §39並びに§40は、本法の公布から12月後から施行する。